



江南市水道事業経営戦略(案)

令和元年度～令和10年度



令和7年3月 中間見直し

江南市



江南市水道事業経営戦略

【目次】

第1章 経営戦略策定の趣旨	1
1. 経営戦略策定の目的.....	1
2. 経営戦略の位置付け.....	1
3. 経営戦略の基本理念.....	2
4. 経営戦略の策定方法.....	2
5. 経営戦略の計画期間.....	2
第2章 水道事業の現状	3
1. 事業の概要	3
2. 施設及び管路の状況.....	8
3. 水需要の状況と見通し.....	13
4. 経営の状況	14
5. これまでの取り組み.....	20
6. 現状の問題と課題.....	23
7. 経営戦略の基本方針.....	23
第3章 水道事業の投資試算	24
1. 施設及び設備への投資.....	24
2. 管路への投資	24
3. 投資目標	25
4. 投資試算	26
第4章 水道事業の財源試算	28
1. 財源目標	28
2. 財源試算の前提条件.....	29
3. 財源試算	30

第5章 経営健全化の取り組み..... 34

- 1. 水道事業の効率化..... 34
- 2. 水道料金の改定について..... 36

第6章 投資・財政計画 42

- 1. 投資・財政計画の策定..... 42
- 2. 財政収支の見通し..... 42

第7章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項..... 46

【巻末資料】

- 1. 江南市上下水道事業経営審議会 48
 - 江南市上下水道事業経営審議会条例..... 48
 - 江南市水道料金のあり方について（諮問） 50
 - 江南市水道料金のあり方について（答申） 51
- 3. 用語集..... 62

第1章 経営戦略策定の趣旨

1. 経営戦略策定の目的

江南市水道事業は、昭和50年に低廉、清浄、豊富な水を市民の皆様に供給することを目的として事業開始し、40年以上が経過しました。

現在の水道事業を取り巻く環境は、節水機器の普及や自己水源の有効活用などにより、水需要が低迷し、給水収益が減少する一方で、管路などの老朽化による更新や、耐震化など災害対策への投資も必要となっています。

このような状況の中で、水道事業を将来にわたって安定的に継続するためには、事業運営の効率化を図るとともに、事業経営に必要な財源を確保し、経営の健全化を図る必要があることから、中長期的な視点に立った経営の基本計画となる江南市水道事業経営戦略（以下、「本市経営戦略」という。）を令和元年度に策定しました。

策定から5年が経過するにあたり、これまでの経営結果から、目標達成状況の評価を行うとともに、本市経営戦略の中間見直しを行います。

2. 経営戦略の位置付け

本市経営戦略は、「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月29日付総務省通知（総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号））」に基づき将来にわたって安定的に事業を継続していくための経営の基本計画であり、江南市水道事業の今後10年間における経営の基本的な考え方、投資試算や財源試算、収支ギャップの解消など経営健全化の取り組みを定めるもので、経営戦略の位置付け（図-1.1）のとおり、「第6次江南市総合計画」や、「江南市水道ビジョン」との整合性を図ります。

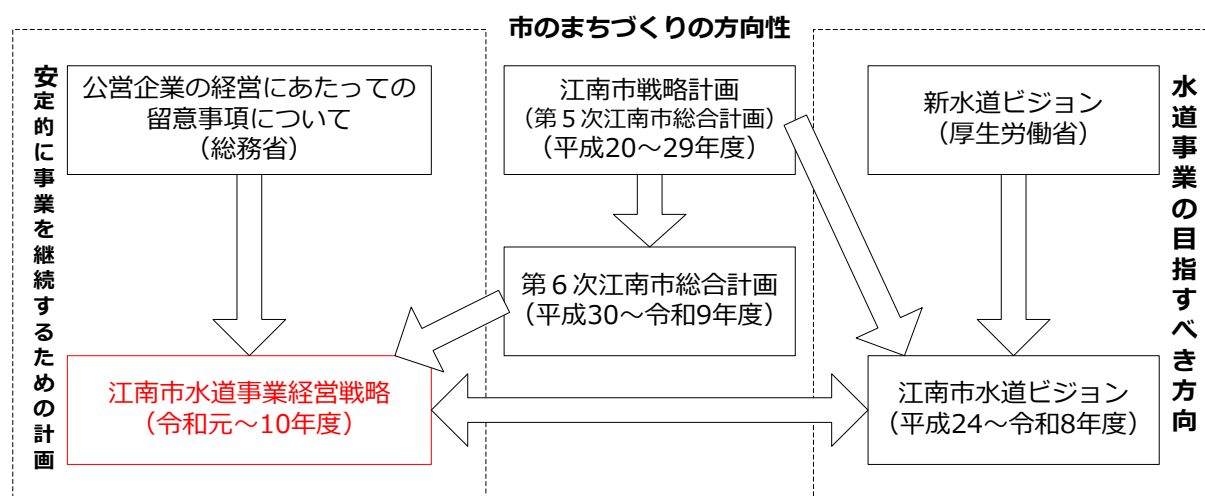


図-1.1 経営戦略の位置付け

3. 経営戦略の基本理念

江南市水道ビジョンの基本理念「みんなの水道、みんなでつなぐ自然の恵みをいつまでも」と理念を実現するために掲げられた7つの目標（①安心して飲める水道水の提供 ②適正な施設運転・維持管理 ③災害に強い水道システムの実現 ④計画的な施設更新 ⑤持続可能な経営基盤の構築 ⑥利用者に親しまれる水道事業 ⑦環境保全への貢献）を本市経営戦略の基本理念とします。

4. 経営戦略の策定方法

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」に従い、経営戦略の構成と策定プロセス（図-1.2）のとおり、今後20年間の投資試算と財源試算を推計したうえで、経営健全化への取り組みを踏まえて、投資と財源が均衡するように調整した投資・財政計画を策定します。

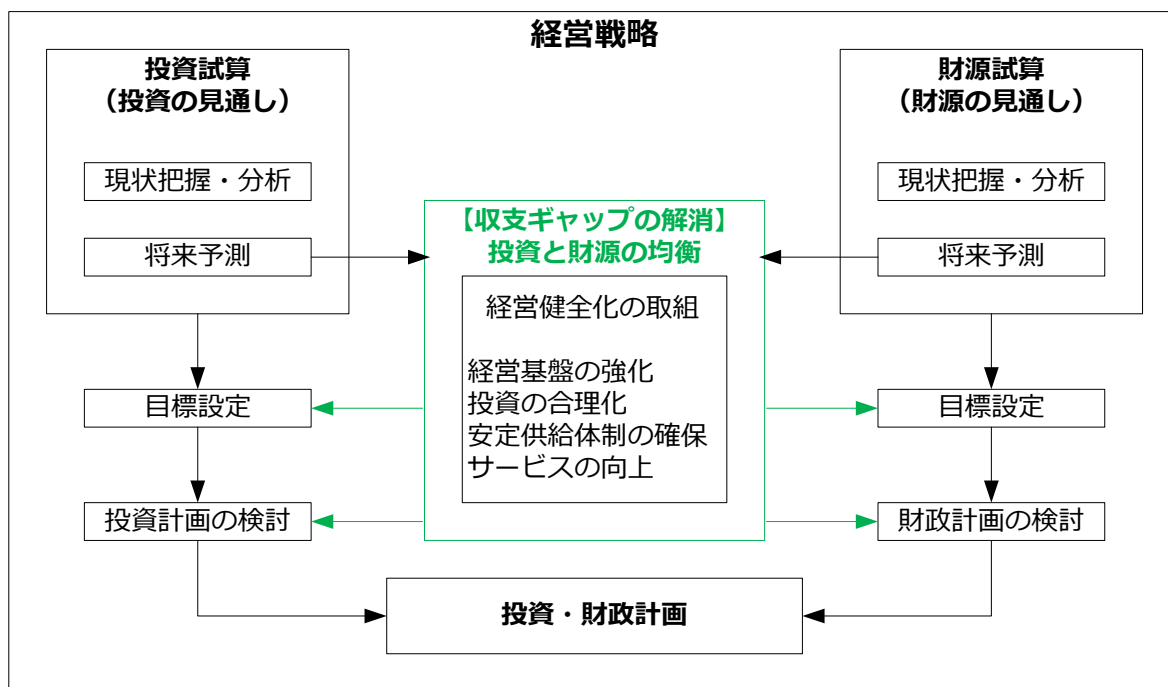


図-1.2 経営戦略の構成と策定プロセス

5. 経営戦略の計画期間

本市経営戦略は、経営戦略策定・改定ガイドライン（平成31年3月）に示された「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、投資・財政計画の期間は10年以上を基本とすること。」に基づき、令和元年度から10年度までの10年間の計画とします。

第2章 水道事業の現状

1. 事業の概要

江南市水道事業は、昭和50年3月31日に厚生大臣より創設事業認可を受け、昭和50年4月1日より事業を開始し、昭和55年3月31日には、水源計画の見直しによる第1次変更認可、平成25年4月1日には、市内の簡易水道（草井簡易水道事業、草井南簡易水道事業、南野簡易水道事業）の統合に伴い給水区域を市内全域とする第2次変更認可を受け、現在に至ります。

なお、給水区域内には、市内の給水状況（表-2.1）のとおり、江南団地専用水道があり、江南市水道事業とは別に、水道水を供給しています。

表-2.1 市内の給水状況

		令和5年度	現行認可値
行政区域内人口		98,389人	-
給水人口	江南市水道事業	93,382人	95,000人
	江南団地専用水道	4,278人	-

1) 料金

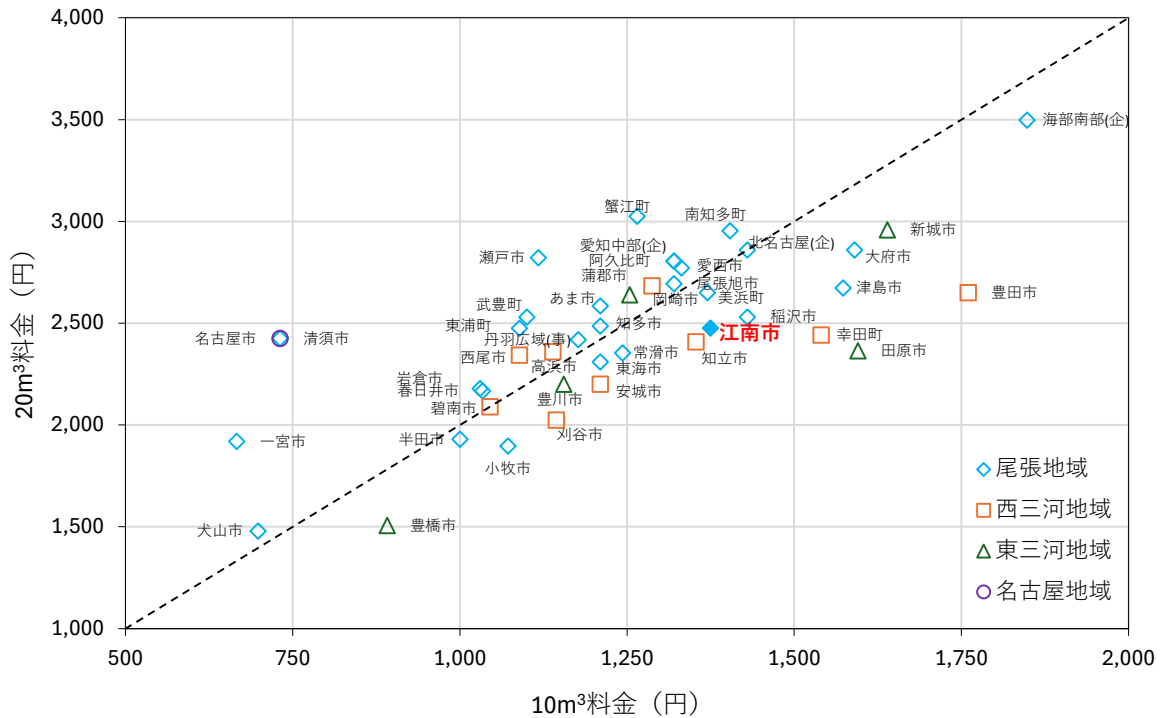
水道料金は、水道料金表（表-2.2）のとおり、いつでも安全でおいしい水を供給できる体制を維持するために、固定的にかかる経費として負担していただく基本料金と、水の使用量に応じて必要となる経費を負担していただく従量料金から構成される二部料金制を採用しています。

現在の水道料金は、本市経営戦略を基に令和2年度に改定したものです。この改定では、「基本水量の廃止」、「口径別料金体系の導入」、「従量料金の逡増度緩和」など、大幅な変更を行いました。

令和4年度の水道料金は、水道料金の県内事業者比較（図-2.1）のとおり、口径φ13mmで月10m³使用した場合、県内事業者の平均値よりもやや高く、月20m³使用した場合、県内事業者の平均値程度です。

表-2.2 水道料金表【税込】

用途 区分	基本料金（1ヶ月につき）		従量料金（1m ³ 当たり）	
	メーター口径	料金	水量	料金
一般用 官公署用 営業用 湯屋用	13mm	605 円	0m ³ 超～10m ³ 以下	77 円
	20mm	770 円	10m ³ 超～20m ³ 以下	110 円
	25mm	1,100 円	20m ³ 超～40m ³ 以下	176 円
	40mm	2,200 円	40m ³ 超～80m ³ 以下	198 円
	50mm	3,300 円	80m ³ 超	231 円
	75mm	5,500 円		
	100mm	11,000 円		
	150mm	33,000 円		
臨時用	1m ³ につき 297 円			



※令和4年度決算状況調査 一般家庭用水道料金（13mm）より

図-2.1 水道料金の県内事業者比較（令和4年度）

2) 組織

組織体系は、水道事業の組織図（図-2.2）のとおり、水道部に水道課及び水道監理課が配置され、令和6年度において水道課は、課長以下の正規職員14名とパート職員及び委託会社職員により運営しています。

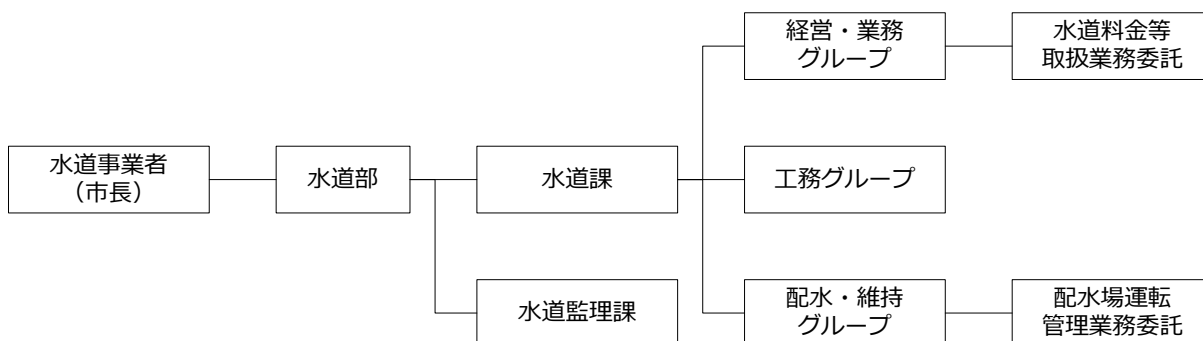


図-2.2 水道事業の組織図

事業運営の状況は、職員一人当たりの業務量等の事業体比較（表-2.3）のとおり、県内の近隣事業体、全国平均及び同類型平均と比較して良好な値となっており、効率的な事業運営に努めています。

表-2.3 職員一人当たりの業務量等の事業体比較

	給水人口 (人)	有収水量 (m ³ /日)	職員数 (人)	職員1人当たり		
				給水人口 (人)	有収水量 (m ³ /年)	営業収益 (千円)
江南市	93,740	25,956	15	6,249	631,593	81,762
丹羽広域	59,140	16,671	19	3,113	320,253	44,193
犬山市	72,174	24,921	8	9,022	1,137,041	120,391
岩倉市	47,654	13,115	4	11,914	1,196,783	124,532
稲沢市	133,738	38,198	21	6,368	663,910	96,303
小牧市	150,106	50,098	23	6,526	795,027	88,329
一宮市	379,480	103,156	78	4,865	482,719	51,586
名古屋市	2,454,030	707,610	1,174	2,090	219,998	36,960
全国平均		-	-	3,797	417,877	74,203
同類型平均① ^{注1}	人口5万以上 10万未満	-	-	4,589	483,979	82,517
同類型平均② ^{注2}		-	-	4,247	454,641	83,933

注1：同類型平均①：受水を主な水源とする事業体の平均

注2：同類型平均②：受水を主な水源とし、有収水量密度が全国平均以上の事業体の平均

※各事業体：令和4年度地方公営企業年鑑より

※全国平均、同類型平均：令和4年度水道事業経営指標より

3) 水道の供給

水道の供給は、施設の配置図（図-2.3）のとおり、市内に点在する 19 ヶ所の自己水源（深井戸）と、岩屋ダムを水源として木曾川から取水し、犬山浄水場で浄水処理された愛知県営水道用水供給事業（以下、「県水」という。）からの受水により賄っています。下般若配水場では2ヶ所の水源からの導水と県水からの受水を混合し、後飛保配水場では8ヶ所の水源から導水し、配水しています。その他9ヶ所の水源では水源毎に配水しています。

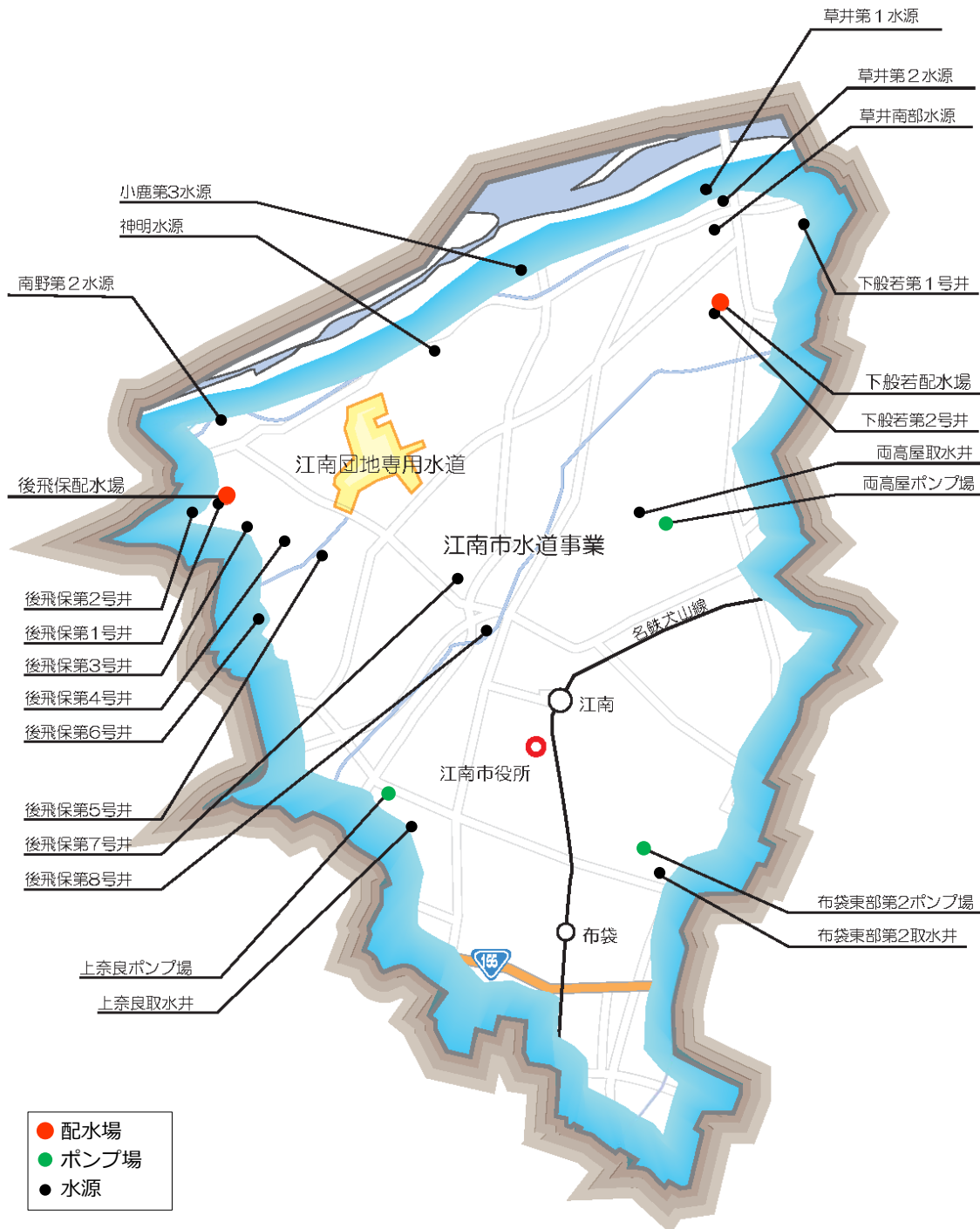
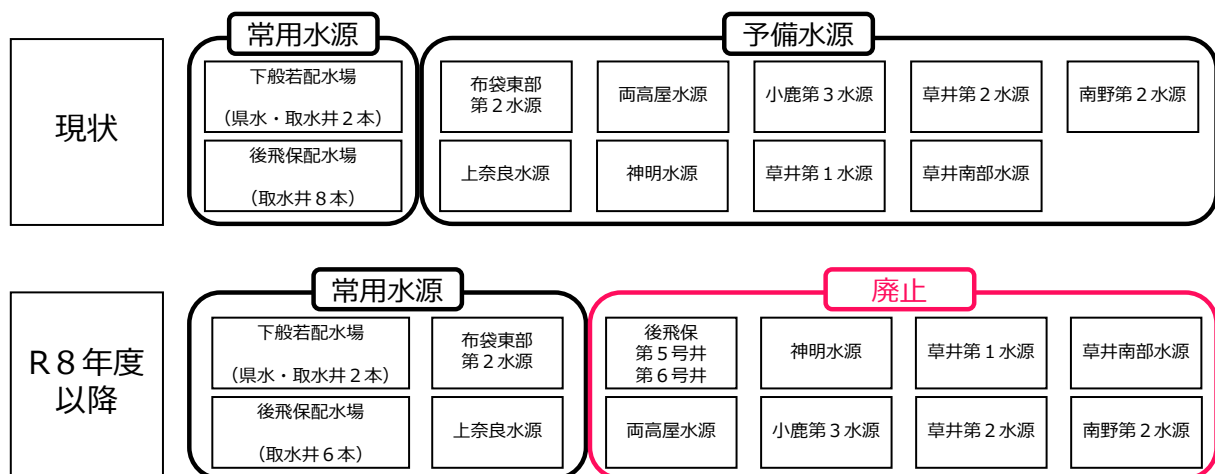


図-2.3 施設の配置図

4) 水源取水量の見直し

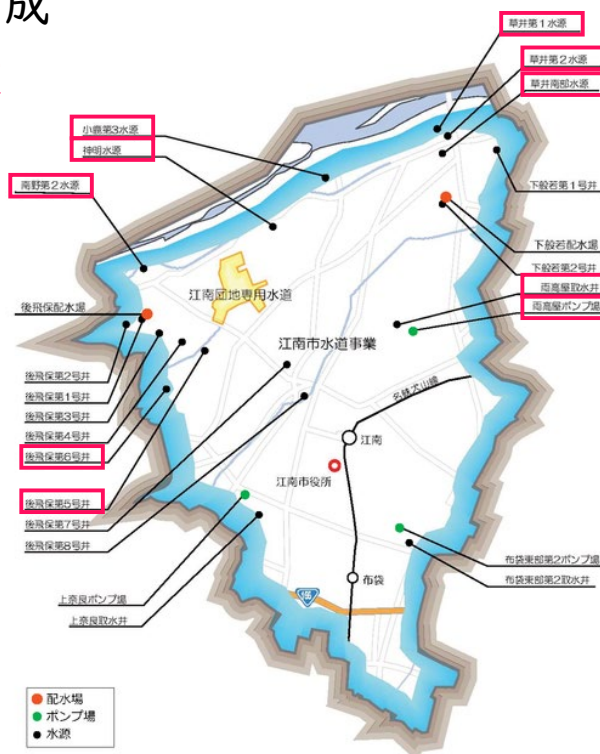
令和5年度は、1日当たり16,792m³の地下水を揚水しましたが、江南市は国の「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に定められた地下水の採取を制限される規制区域に該当しているため、令和8年度までに1日当たり12,800m³まで揚水量を削減し、不足する水量は県水からの受水量の増加により賄うことになります。

江南市水道事業基本計画及び水道ビジョンでは、自己水源確保の観点から、予備水源と位置づけていた布袋東部第2水源・上奈良水源については十分な揚水能力を保有していることから常時取水を行う水源に位置づけました。その他の予備水源については、順次廃止とすることで規制揚水量の遵守に取り組むこととしています。



取水施設の再編成

□ : 廃止施設



2. 施設及び管路の状況

1) 施設等の状況

常用水源と位置づけた配水施設は、下般若配水場、後飛保配水場、布袋東部第2水源ポンプ場、上奈良水源ポンプ場の4ヶ所で、その施設の概要は主要な施設の諸元（表-2.4）のとおりとなっています。

下般若、後飛保の両配水場は、平成24年度から25年度にかけて耐震補強工事を実施し、布袋東部第2水源、上奈良水源の両ポンプ場は、平成30年度から令和元年度にかけて耐震化を含めた更新工事を実施しました。また、県水からの受水量の増加に対応するため、県水を接続している下般若配水場の配水ポンプ増設工事を令和5年度に実施しました。

その他の水源は、老朽化が進行しているものの現状問題なく取水が可能であるため、水質検査と必要最小限の施設点検を行っています。

表-2.4 主要な施設の諸元

施設能力	37,300m ³ /日		施設利用率	73.1%（令和5年度）
施設名称	概要		設置年度	備考
下般若配水場	滅菌設備	次亜塩素素注入ポンプ	平成23	
	配水池	RC造、V=11,400m ³	昭和54	平成24年度耐震補強済み
	管理棟	－	昭和54	耐震性あり
	配水ポンプ	横軸両吸込渦巻ポンプ5台	平成18	
		横軸両吸込渦巻ポンプ1台	令和5	
自家発電設備	ガスタービン発電装置	平成23		
後飛保配水場	滅菌設備	次亜塩素素注入ポンプ	平成19	
	配水池	RC造、V=5,400m ³	昭和54	平成25年度耐震補強済み
	管理棟	－	昭和54	平成24年度耐震補強済み
	配水ポンプ	横軸両吸込渦巻ポンプ	平成19	
	自家発電設備	ガスタービン発電装置	平成23	
布袋東部第2水源ポンプ場	滅菌設備	次亜塩素素注入ポンプ	平成30	平成30年度更新済み
	配水池	RC造、V=430m ³	昭和45	平成30年度耐震補強済み
	配水施設棟	－	平成30	平成30年度更新済み
	配水設備	給水ユニット	平成30	平成30年度更新済み
上奈良水源ポンプ場	滅菌設備	次亜塩素素注入ポンプ	令和元	令和元年度更新済み
	配水池	SUS造、V=67m ³	令和元	令和元年度更新済み
	配水設備	給水ユニット	令和元	令和元年度更新済み

2) 管路の状況

管路は導水管と配水管に区分され、令和5年度末時点において、導水管約7km、配水管約722kmの計約729kmの管路が整備されています。

導水管（基幹管路）は約90%がダクタイル鋳鉄管で、残りの約10%は硬質塩化ビニル管等となっています。なお、全体の約65%が口径300mm未満となっています。

配水管は配水管の口径別延長（図-2.4）のとおり、約7%が口径200mm以上の配水本管（基幹管路）で、残りの約93%は口径200mm未満の配水支管となっています。

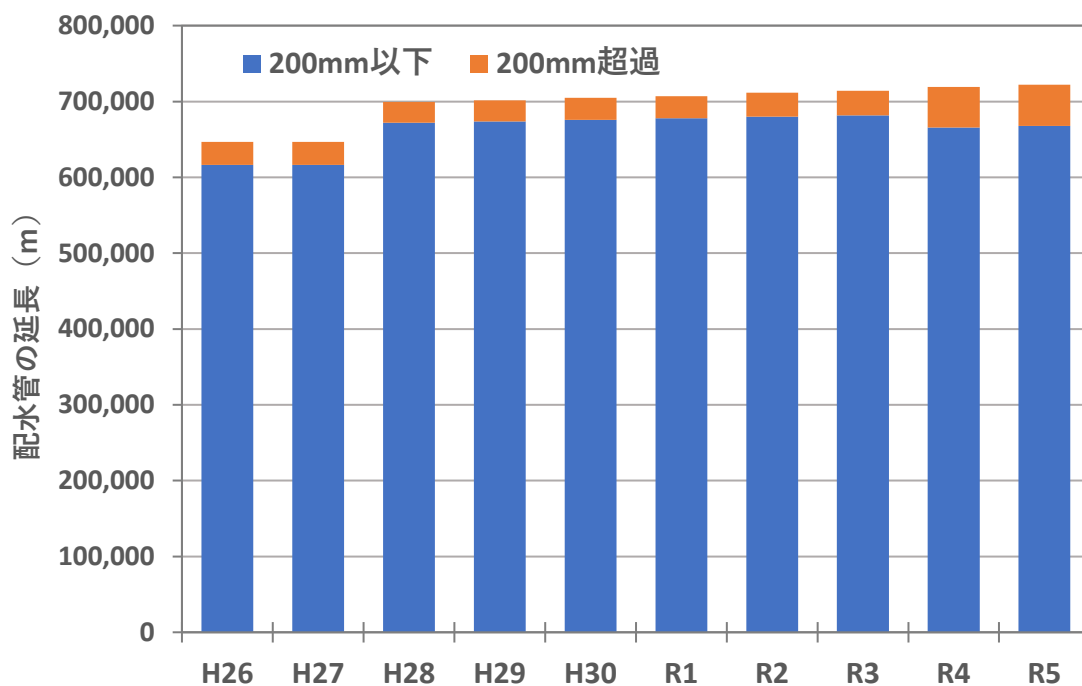


図-2.4 配水管の口径別延長

配水本管、配水支管の管種別延長（図-2.5）のとおり、配水本管は約99%がダクタイル鋳鉄管で、残りはステンレス管等となっています。

配水支管は約70%が硬質塩化ビニル管、約23%がポリエチレン管、約7%がダクタイル鋳鉄管で、残りは鋼管等となっていますが、近年は、耐震性に優れるポリエチレン管を採用しています。

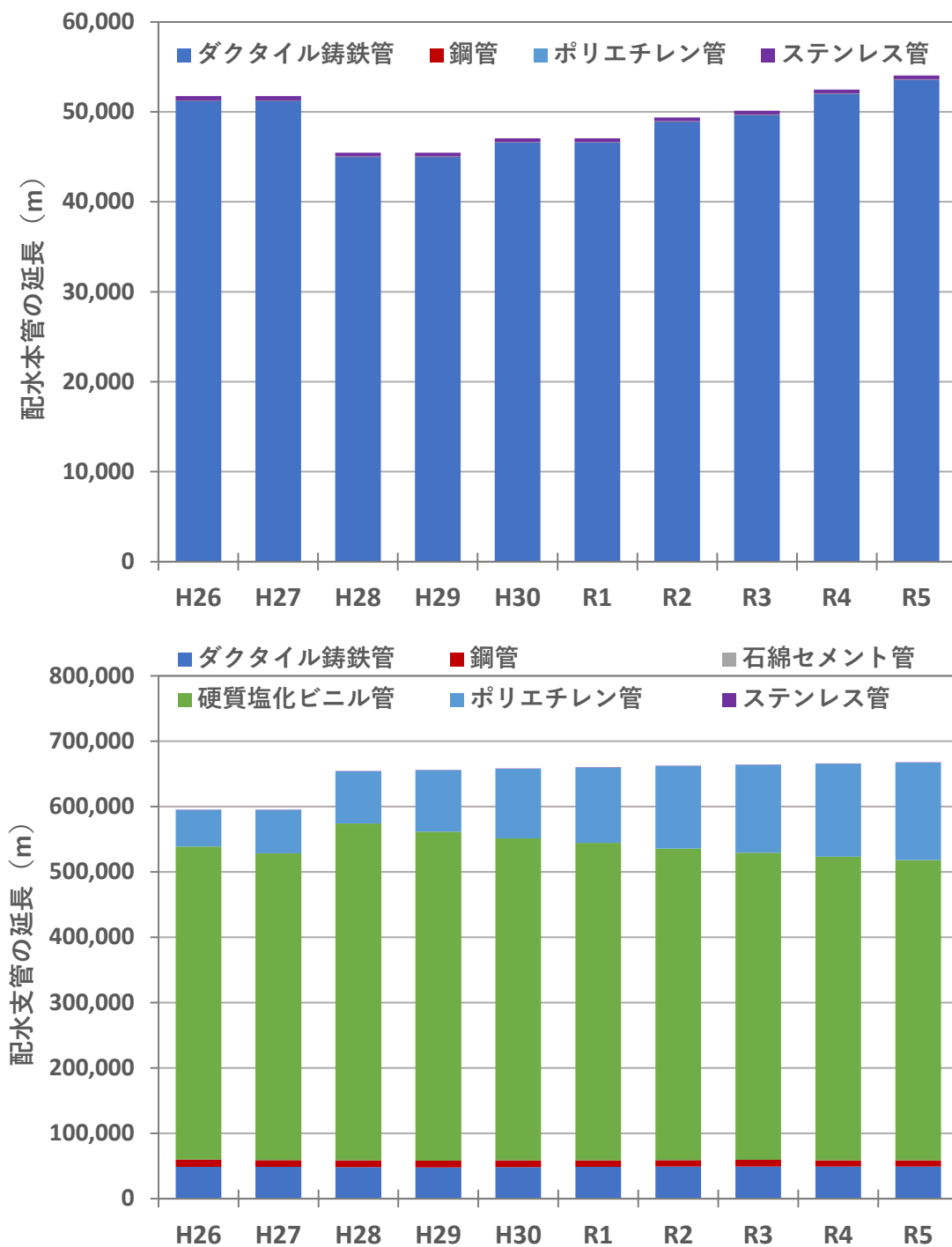


図-2.5 配水本管、配水支管の管種別延長

3) 老朽化及び耐震化

管路の経年化率、耐震化率（図-2.6）のとおりに、導水管及び配水本管は、水道事業創設当初に布設した多くの管が地方公営企業法で定められる法定耐用年数となる40年を経過し始めたことから、経年化が進んでいますが、基幹管路更新工事に着手したことにより、今後は経年化率が改善されるとともに耐震化率の向上が見込まれ、配水支管については、継続的に配水管改良工事を実施し、経年化率を抑制するとともに耐震化率は向上しています。

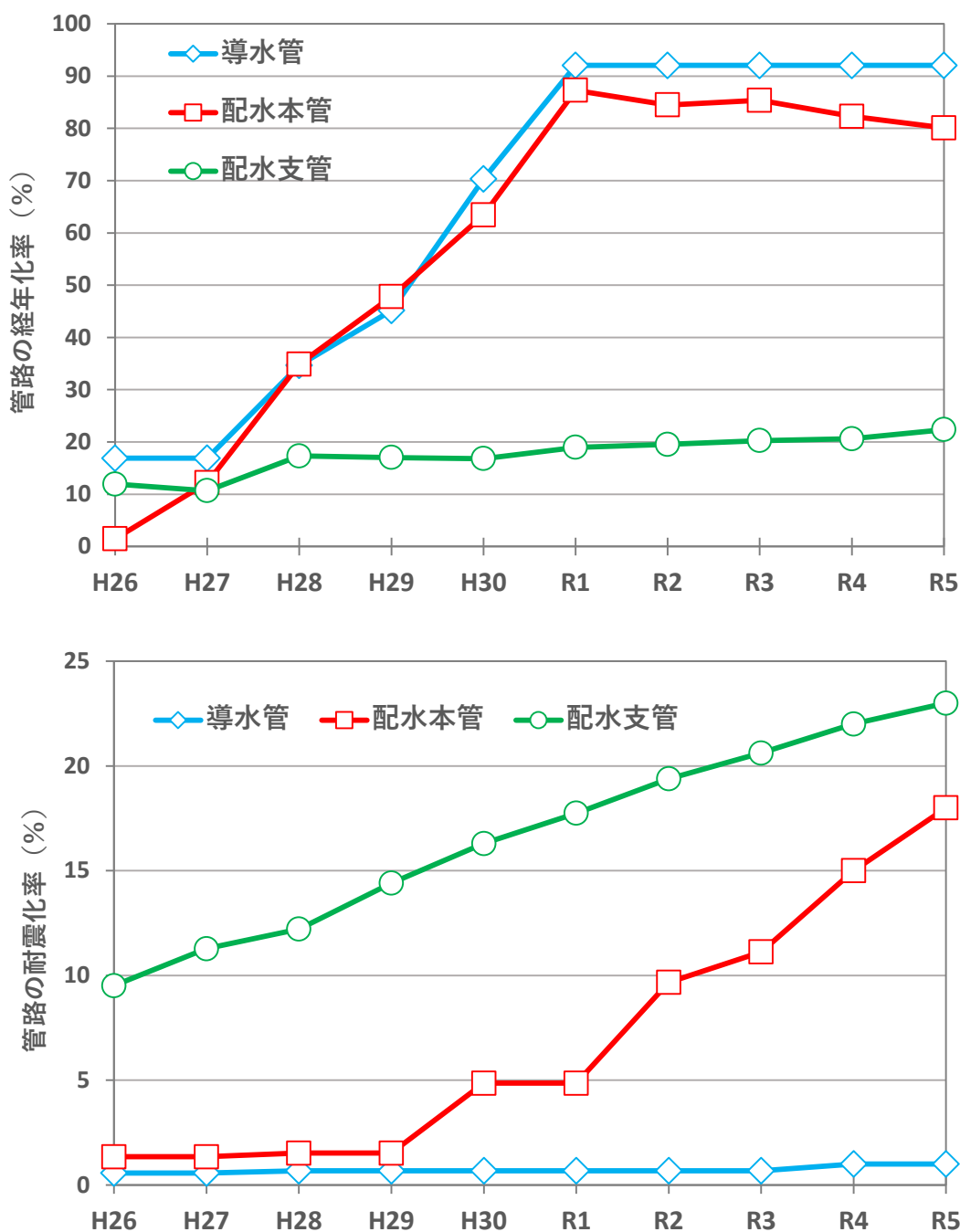
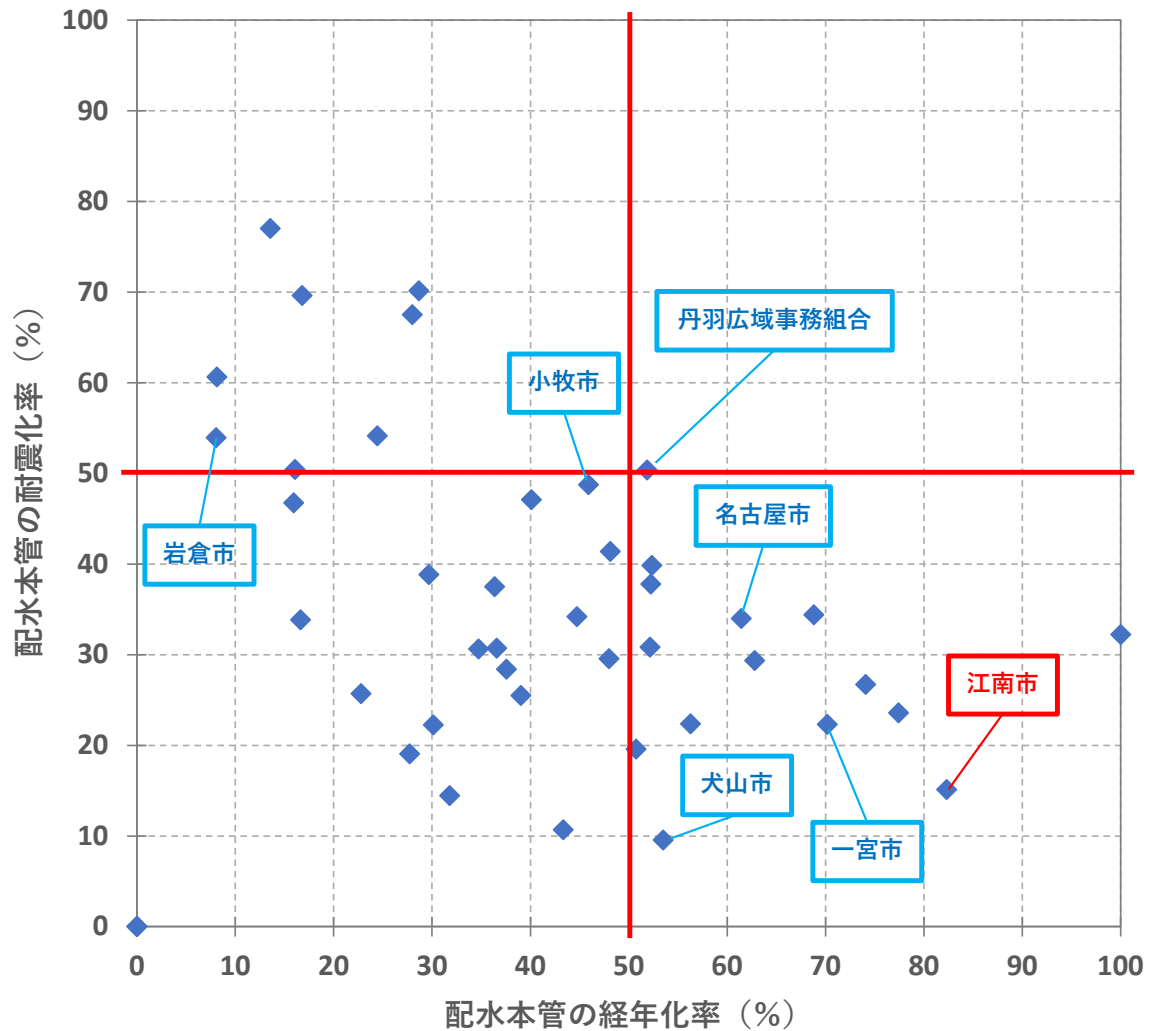


図-2.6 管路の経年化率、耐震化率

経年化率、耐震化率の県内事業体比較（図-2.7）のとおり、配水本管は経年化率が高く、耐震化率は低くなっています。今後も基幹管路更新工事を計画的に実施し、改善に努めています。



※令和4年度水道統計より

図-2.7 経年化率、耐震化率の県内事業体比較

3. 水需要の状況と見通し

江南市水道事業の給水人口は令和元年度を境に減少に転じ、令和2年の国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の推計結果から今後の給水人口を試算したところ、給水人口、有収水量の見通し（図-2.8）のとおり、今後も減少傾向が続く結果となっています。このことから、給水収益も減少する見通しとなっています。

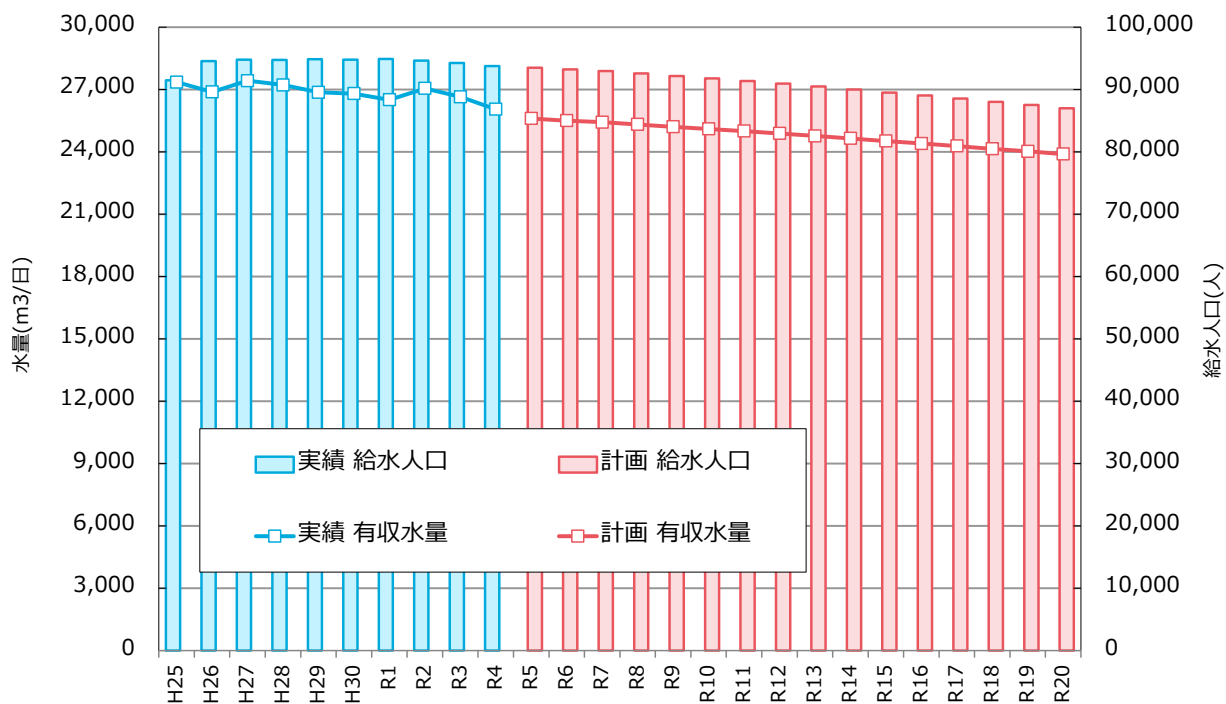


図-2.8 給水人口、有収水量の見通し

4. 経営の状況

1) 決算状況

令和5年度の決算は、決算状況のイメージ(図-2.9)のとおり、収益的収支においては、収益的収入が収益的支出を上回り約2.7億円の純利益を計上しており、資本的収支においては、資本的支出が資本的収入を上回り約7億円の収支不足となりました。この収支不足については、減価償却費等により補てんし、内部留保資金の残高は約13.3億円となっています。

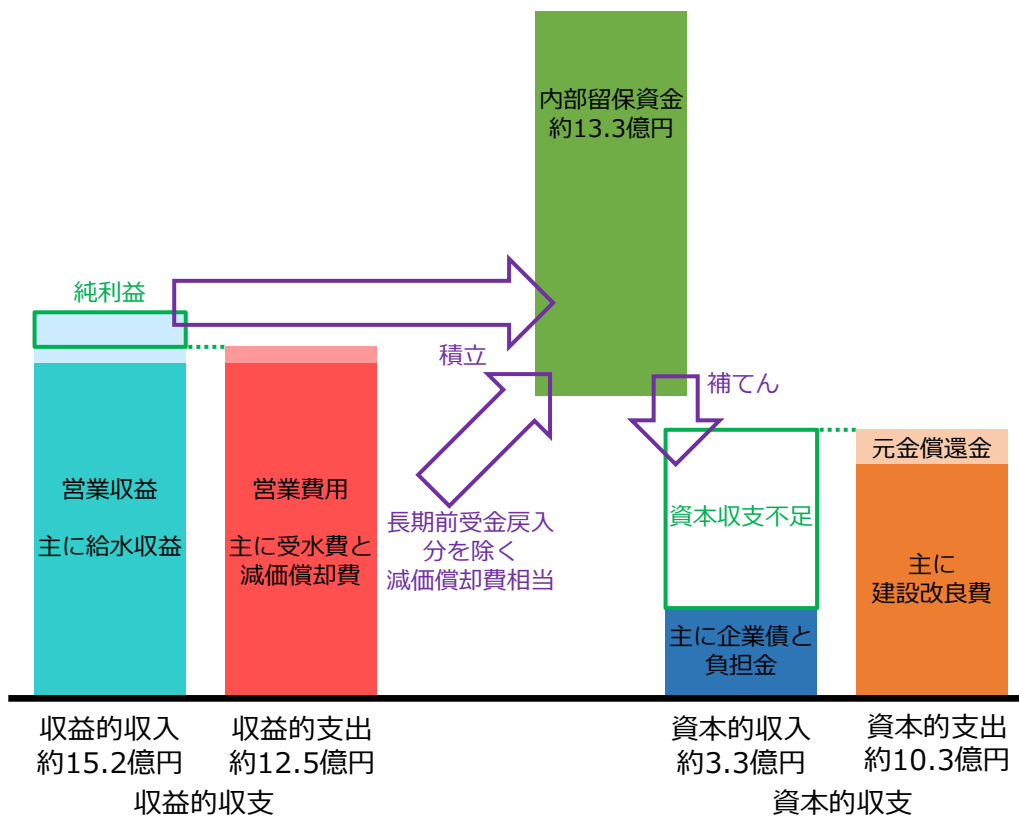
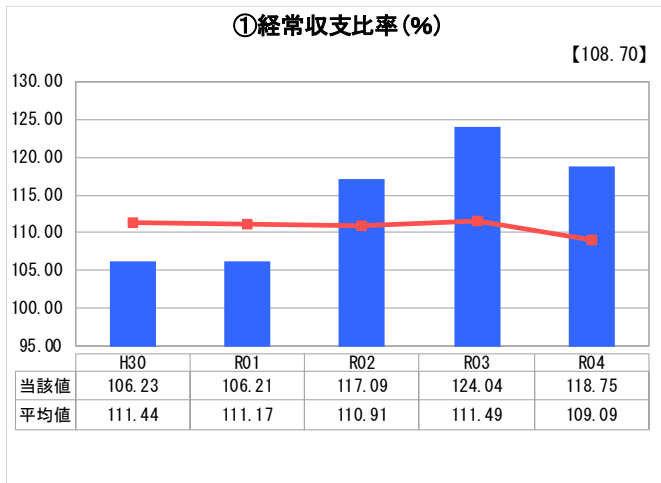


図-2.9 決算状況のイメージ (令和5年度)

2) 経営比較分析による比較

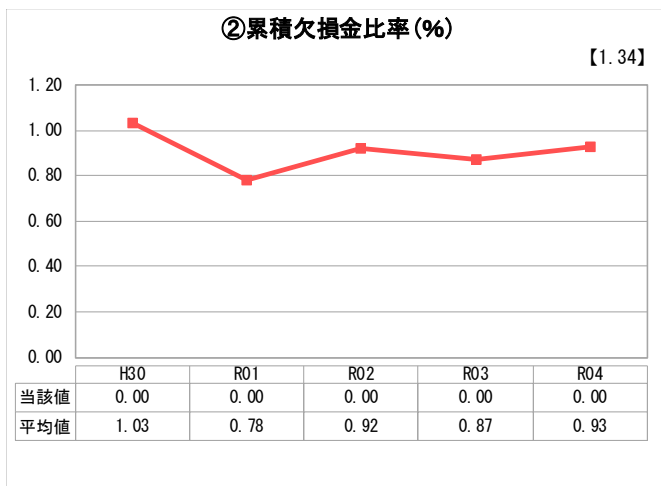
経営比較分析表（図-2.10～2.13）のとおり、類似団体の平均値及び全国平均値に対して、有形固定資産減価償却率及び管路経年化率を除き、良好な値を示しています。



① 経常収支比率 (%)

給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す指標。

$$\frac{\text{経常収支}}{\text{経常費用}} \times 100$$



② 累積欠損金比率 (%)

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失）の状況を示す指標。

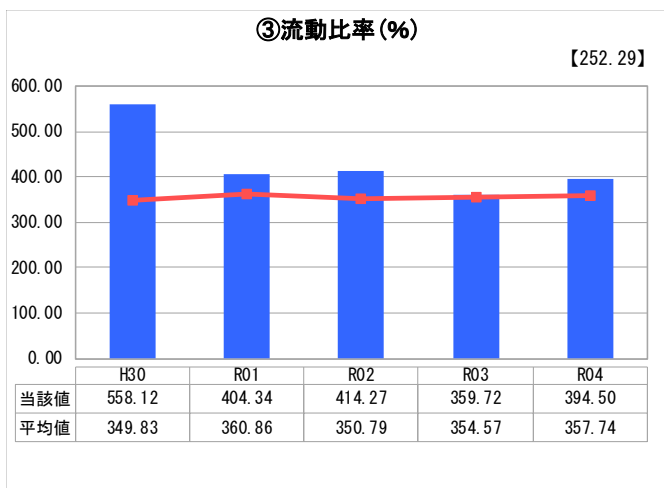
$$\frac{\text{当年度末処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和4年度全国平均

※経営比較分析表（令和4年度）より

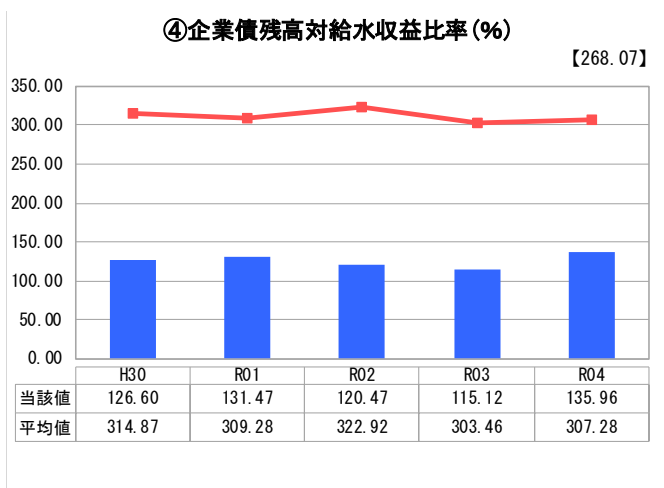
図-2.10 経営比較分析表（経営の健全性・効率性 その1）



③流動比率 (%)

短期的な債務に対する支払能力を示す指標。

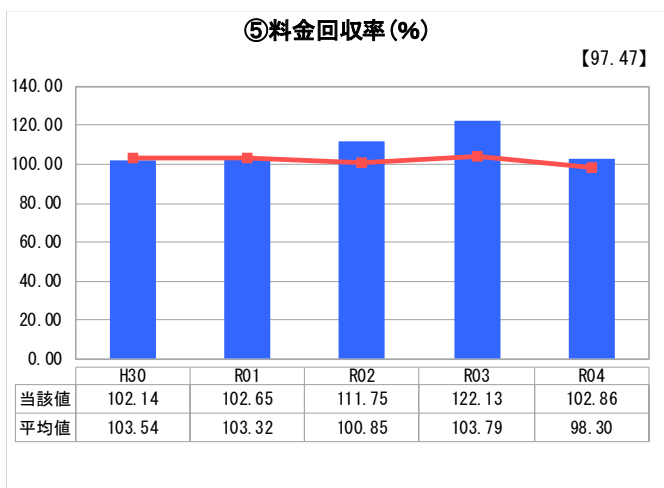
$$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$



④企業債残高対給水収益比率 (%)

給水収益に対する企業債残高の割合で、
企業債残高の規模を示す指標。

$$\frac{\text{企業債残高合計}}{\text{給水収益}} \times 100$$



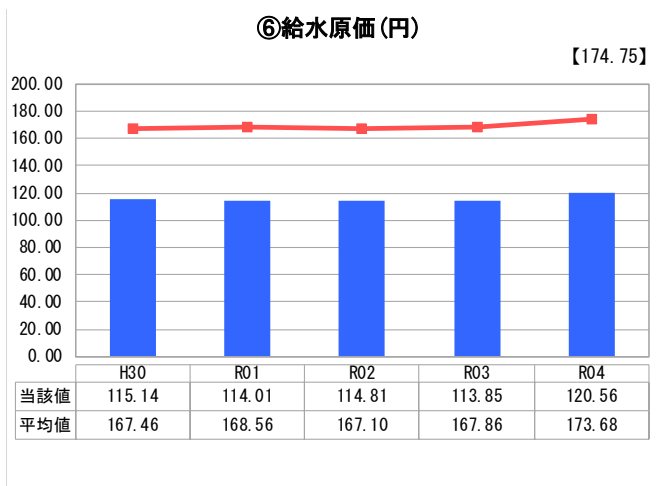
⑤料金回収率 (%)

給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えている
かを表し、料金水準等を評価する指標。

$$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水収益}} \times 100$$

※経営比較分析表（令和4年度）より

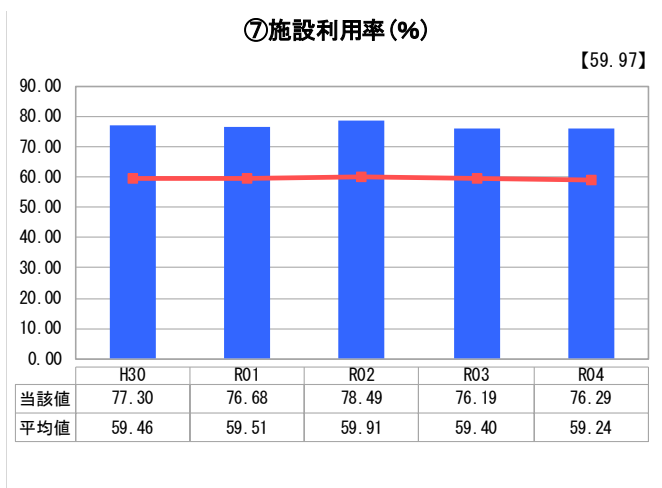
図-2.11 経営比較分析表（経営の健全性・効率性 その2）



⑥給水原価(%)

有収水量 1 m³ 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを示す指標。

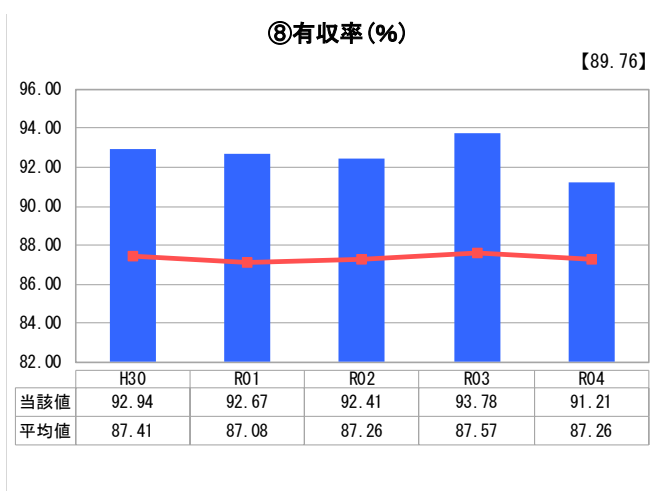
$$\frac{\text{経常費用} - \left(\frac{\text{受託工事費} + \text{材料および不用品売却益} + \text{付帯事業費}}{\text{年間総有収水量}} \right) - \left(\frac{\text{長期前受金}}{\text{戻入}} \right)}{\text{年間総有収水量}}$$



⑦施設利用率(%)

一日配水能力に対する一日平均配水量の割合で、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。

$$\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$$



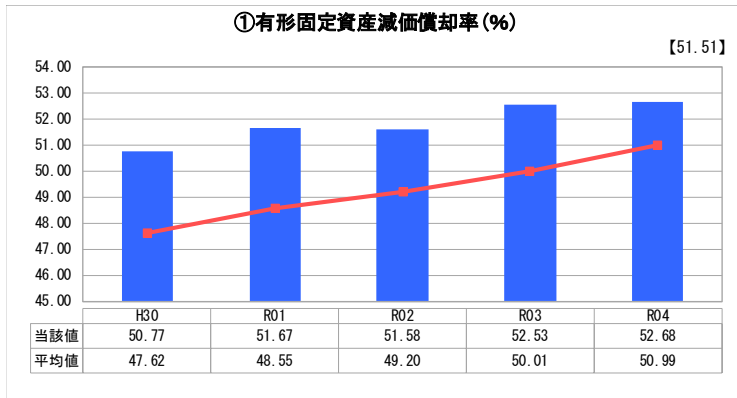
⑧有収率(%)

施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標。

$$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$$

※経営比較分析表(令和4年度)より

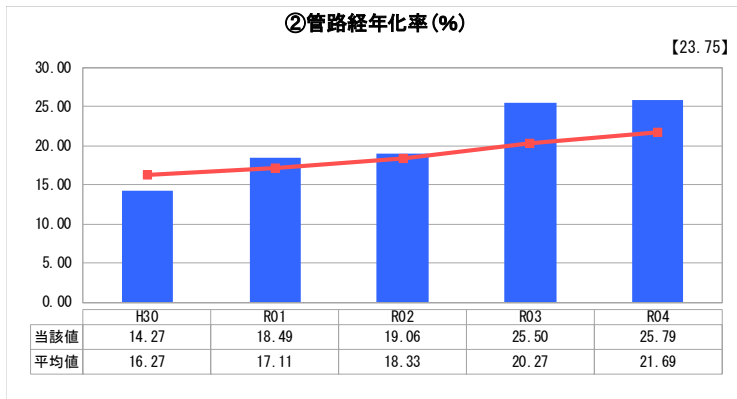
図-2.12 経営比較分析表(経営の健全性・効率性 その3)



①有形固定資産減価償却率(%)

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表し、資産の老朽化度合を示す指標。

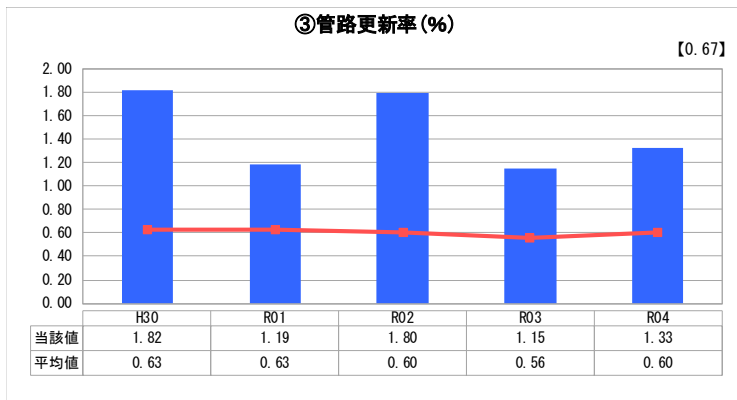
$$\frac{\text{有形固定資産減価償却費累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$



②管路経年化率(%)

法定耐用年数を超過した管路延長の割合を表し、管路の老朽化度合を示す指標。

$$\frac{\text{法定耐用年数を超過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$



③管路更新率(%)

更新した管路延長の割合を表し、管路の更新や状況を示す指標。

$$\frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

※経営比較分析表(令和4年度)より

図-2.13 経営比較分析表(老朽化の状況)

3) 経営比較分析による近隣事業体比較

経営の健全性・効率性について、経営比較分析表の近隣事業体比較（表-2.5）により近隣事業体と比較すると、各指標で概ね良好な値を示していますが、有収率については、江南市よりも高い値を示している事業体が多いことが分かります。

また、老朽化の状況について、経営比較分析表の近隣事業体比較（表-2.5）により近隣事業体と比較すると、中程度に位置することが分かります。

今後も、基幹管路更新工事及び配水管改良工事を計画的に実施し、老朽化状況の改善を図ることで、有収率の向上を図ります。

表-2.5 経営比較分析表の近隣事業体比較（令和4年度）

		江南市	岩倉市	丹羽広域	犬山市	稲沢市	小牧市	一宮市	名古屋市
経営の健全性・効率性	①経常収支比率 (%)	118.75	104.96	108.60	107.41	117.74	111.92	101.04	97.51
	②累積欠損金比率 (%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	③流動比率 (%)	394.50	557.27	716.22	571.84	257.04	278.54	133.38	165.23
	④企業債残高対給水収益比率 (%)	135.96	79.27	138.28	0.00	196.61	49.69	631.32	183.63
	⑤料金回収率 (%)	102.86	87.50	94.16	96.38	101.55	85.74	88.66	89.40
	⑥給水原価 (%)	120.56	118.75	139.79	106.68	140.02	119.37	119.39	174.79
	⑦施設利用率 (%)	76.29	73.84	85.09	77.10	57.90	72.03	65.04	51.99
	⑧有収率 (%)	91.21	92.94	90.49	89.29	92.92	92.62	91.57	95.59
の老朽化状況	①有形固定資産減価償却率 (%)	52.68	51.39	47.22	52.06	41.74	53.52	52.03	53.98
	②管路経年化率 (%)	25.79	36.12	37.70	14.08	31.13	31.36	33.54	24.12
	③管路更新率 (%)	1.33	1.70	1.41	1.01	1.41	0.39	0.58	1.02

5. これまでの取り組み

1) 業務の効率化に向けた取組

江南市では、昭和61年3月に「江南市行政改革大綱」を策定して以降、平成15年3月の「江南市第四次行政改革大綱」の策定まで、事務事業の見直し、組織・機構の見直し、定員管理・給与及び人事管理の適正化の推進などを始めとする行財政改革の取り組みを進めてきました。

また、平成16年8月の市長による構造改革推進宣言以降、NPM理論に基づく行政経営システムの確立に向けて、具体的な取組内容を集中改革プランとしてとりまとめるとともに、この集中改革プランを第5次行政改革として位置づけ、平成17～21年度までの5年間、職員一丸となって自立可能な行財政運営システムの構築に取り組みました。

江南市水道事業では、事務事業の改革として負担金の見直しに取り組みるとともに、地方公営企業の改革として未収金の徴収・民間経営手法の導入による事務事業費削減・水道給配水管情報管理システムの導入に取り組み、4年間で約4,890万円削減の効果が得られました。

■ 未収金の徴収

民間企業に業務を委託することにより、水道料金等の徴収率の向上を図りました。

■ 民間経営手法の導入による事務事業費削減

水道料金及び下水道使用料の徴収業務、受付業務及び検針業務を一括して民間業者へ委託しました。

■ 水道給配水管情報管理システムの導入

水道配管の管理情報を正確かつ迅速に把握するため、水道の給配水管情報を地図で管理するコンピュータ・システムを導入しました。

昭和50年度から現在までの職員数は、職員数の推移(図-2.14)のとおり、簡易水道事業の統合に伴い増加し、平成8年度には最大となる26人の体制となりましたが、その後の集中改革プランにより職員を削減しています。今後は、技術・財務などの専門性を有する人材の確保・育成を図りつつ、管路などの老朽化による更新や耐震化など災害対策への投資を継続的に実施するため、必要となる職員数を確保します。

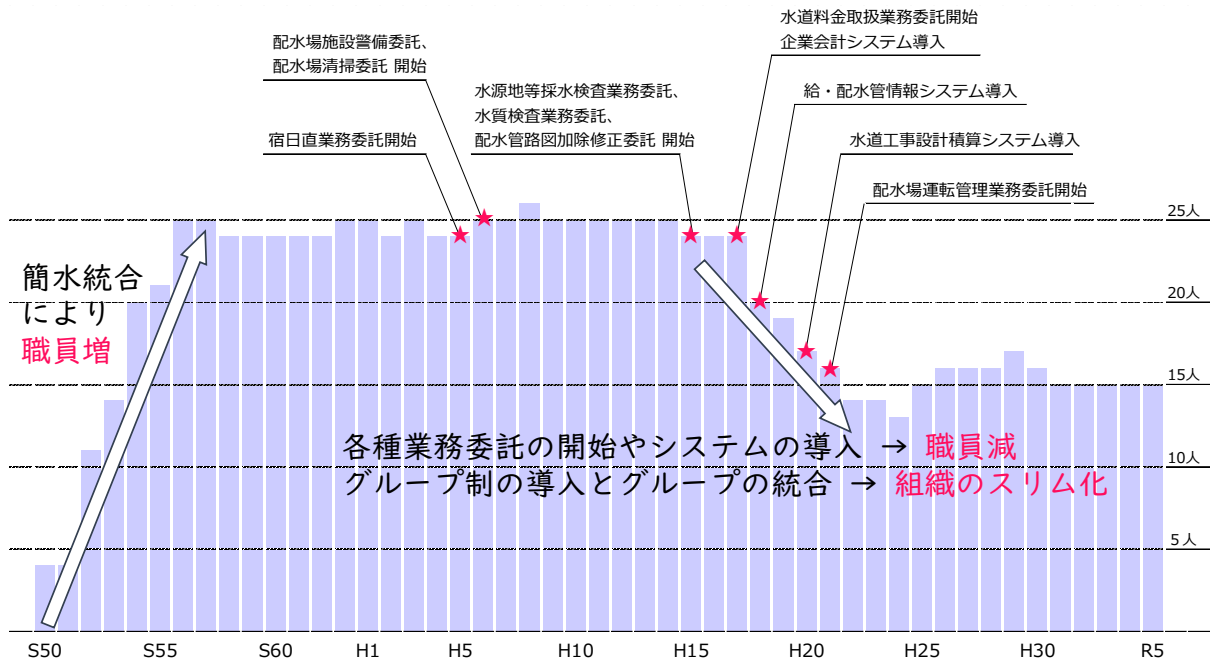


図-2.14 職員数の推移

2) 施設整備

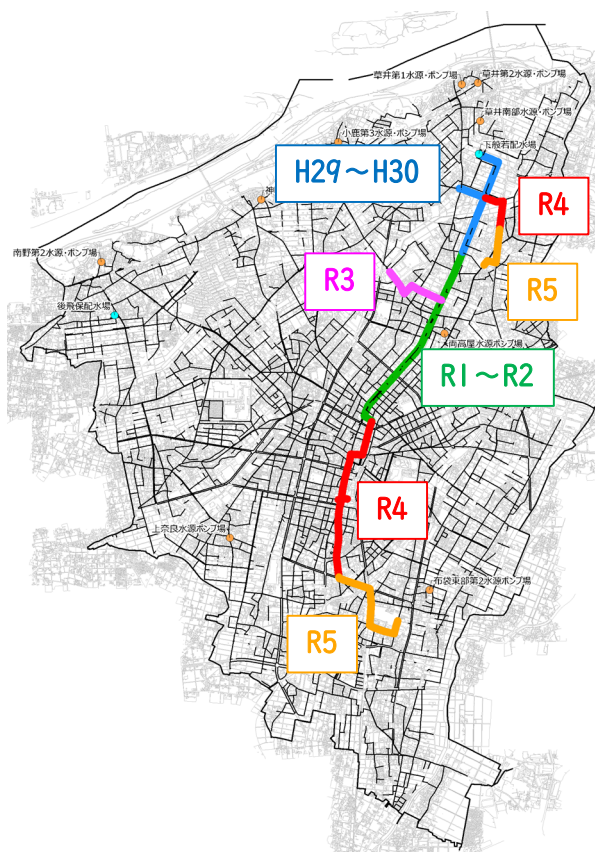
江南市水道ビジョンで掲げる目標の一つである「災害に強い水道システムの実現」を目指し、施設及び管路の更新（耐震化）を実施しました。

年度	施設整備内容
平成 25 年度	下般若配水池、後飛保配水池耐震補強完了
平成 30 年度	布袋東部第 2 水源ポンプ場更新（耐震化）完了
令和元年度	上奈良水源ポンプ場更新（耐震化）完了



写真 下般若配水場（左）、下般若配水池ポンプ室（右）

年度	基幹管路整備内容
平成 29～ 30 年度	φ700mm : 643m φ600mm : 637m φ400mm : 285m 計 : 1,565m
令和元～ 2 年度	φ600mm : 746m φ500mm : 1,214m φ400mm : 240m 計 : 2,200m
令和 3 年度	φ300mm : 749m 計 : 749m
令和 4 年度	φ400mm : 1,054m φ300mm : 1,298m 計 : 2,352m
令和 5 年度	φ300mm : 1,556m 計 : 1,556m



3) 小水力発電の導入

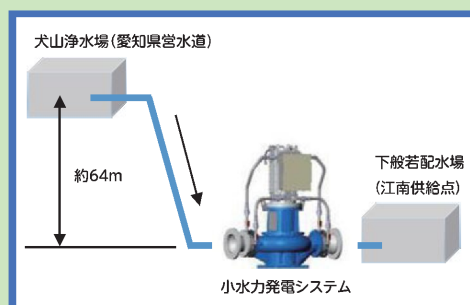
令和3年度から株式会社 DK-power との官民連携により、小水力発電を開始しました。

水道事業は、配水場の敷地の一部を貸し付け、民間事業者が送水管に小水力発電設備を設置し、発電所の運営及び管理を行います。土地の使用料のほか、発電した電力量 1kWh あたり 2.3 円が、水道事業の収入となり、令和5年度は約 80 万円の収入がありました。

小水力発電の概要

下般若配水場では、犬山浄水場で浄水処理された水を1日あたり約 12,000 立方メートル受水しています。犬山浄水場と下般若配水場の高低差は約 64 メートルあり、その落差による水力を利用し水車を回転させて発電します。

1年間の発電量は 341MWhを想定しており、この発電量は一般家庭 115 軒分に相当(※1)、CO2 削減効果は約 138t相当(※2)に相当します。



※1 一社)日本原子力文化財団「原子力・エネルギー」図面集(2017)「一世帯あたりの電力消費量の推移」に基づき一般家庭の月間消費電力を 247.8kWh で計算
 ※2 中部電力ミライズの 2020 年度 CO2 排出係数 0.406kg-CO2/kWh を用いて計算

6. 現状の問題と課題

1) 投資に関する問題と課題

常用水源施設の更新及び耐震化は令和元年度に完了しましたが、将来的には中央監視制御システムの更新なども予定しており、その後も設備の健全性維持のための投資が必要となります。

管路については、老朽化や耐震化の改善のため配水管改良事業及び基幹管路更新事業を推進するため、年平均7億円程度の投資が継続的に必要となっています。

2) 財政に関する問題と課題

収益的収支は、水需要の減少による給水収益の減少及び「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」の規制や、愛知県営水道の料金値上げに伴う県水受水費の増加により悪化し、資本的収支は、基幹管路更新事業を実施するための資金が不足しているため、企業債の発行などが必要となることから、今後は非常に厳しい財政状況となります。

7. 経営戦略の基本方針

現状の問題と課題の解消に向けて、経営の効率化や健全化を図るほか、財政負担を考慮した投資計画や次世代の負担を考慮した財政計画の策定が必要となることから、本市経営戦略の基本方針を次のとおり設定し、投資計画及び財政計画を検討します。

■ 投資計画の基本方針

安全な水の安定供給を維持するために必要となる管路の更新などの投資が不可欠である中で、施設等のダウンサイジングや統廃合、長寿命化された製品の採用及び延命化などによる投資額の平準化を含む中長期的な視点での効率的・効果的な投資を基本方針として、投資計画を検討します。

■ 財政計画の基本方針

投資額の増加や水需要の減少に伴う給水収益の減少が見込まれる中で、水道事業の持続が可能となるよう経費削減などの経営努力を前提として、能率的な経営の下における適正な原価を独立採算の原則により賄うことを基本方針として、水道料金の最適化、企業債の発行を行う財政計画を検討します。

第3章 水道事業の投資試算

1. 施設及び設備への投資

安全な水の安定供給を維持するため、中央監視制御システム、受変電設備等の更新を実施します。

2. 管路への投資

国は、南海トラフ地震や首都直下地震など、発生が想定される大規模自然災害に対し、水道も含めた強靱な国づくりに関する取組として、国土強靱化基本計画及び国土強靱化年次計画を策定し、各種ライフラインの耐震化を推進する観点から、基幹管路の耐震適合率を令和10年度末までに60%以上に引き上げる目標を掲げています。

江南市水道事業においては、管路の耐震化や老朽化を改善するため、基幹管路更新事業及び配水管改良事業を着実に実施します。



写真 基幹管路更新工事

3. 投資目標

安全な水の安定供給を維持するため、計画期間内の目標指標を次のとおり設定します。

- 常用水源施設の耐震化率

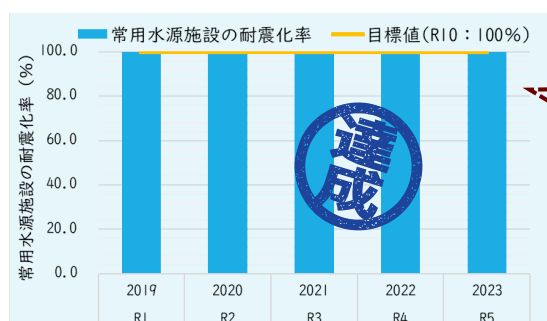
管路が破損し断水が発生した場合でも、応急給水・消火用水に必要な水源を確保するため、令和10年度の常用水源施設の耐震化率100%を目標とします。
- 基幹管路の耐震化率

災害発生時の断水被害を最小限にするため、管路の老朽化に合わせて更新を進めていますが、全ての管路を更新するためには莫大な費用と長い年月が必要となるため、「第3次あいち地震対策アクションプラン」に基づき、「江南市地域防災計画」に定める災害拠点病院、災害復旧活動拠点及び応急給水施設（指定避難所）へ繋がる配水本管、並びに水源から配水場までの導水管を優先した、第1次基幹管路更新計画に従い更新を進め、令和10年度の基幹管路の耐震化率26.0%以上を目標とします。
- 管路の更新率

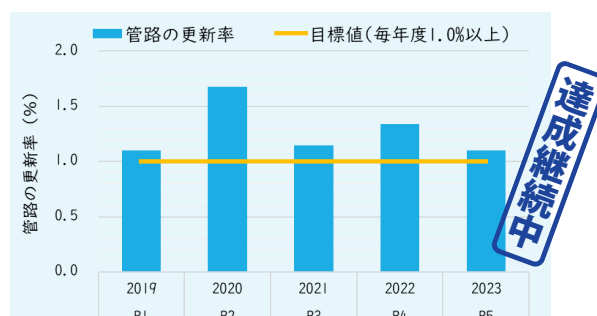
管路の耐用年数は40年であり、耐用年数経過前に管路を更新するには、毎年度の管路の更新率2.5%以上が必要となりますが、管路は耐用年数を経過しても直ちに使用不可能とはならないことから、近隣事業体の実績（19頁 経営比較分析表の近隣事業体比較表-2.5）を参考に毎年度の管路の更新率1.0%以上を目標とします。

【目標達成状況の中間評価】

- ✓ 基幹管路の耐震化率：26%以上（R10年度）に向けて、基幹管路の更新（耐震化）事業を今後も継続して行います。



H30年度に布袋東部第2水源ポンプ場、令和元年度に上奈良水源ポンプ場の更新（耐震化）が完了し、目標値100%を達成した。



4. 投資試算

中長期的な更新需要を算定した結果、投資目標を達成し健全な資産を維持するためには、投資試算（表-3.1、図-3.1）のとおり、年間7億5千万円程度の投資が必要となります。

また、投資試算の財政収支見通し（図-3.2）のとおり、令和14年度に収益的収支が赤字となり、内部留保資金残高も枯渇し、経営が困難となります。

なお、投資試算の経営戦略で掲げる財源目標の見通し（図-3.3）のとおり、令和7年度以降、経営戦略で掲げる目標を達成できなくなります。

表-3.1 投資試算

決算 決算 決算 決算 単位：百万円、税込

事業名	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
基幹管路更新工事（耐震）	302	270	302	298	339	343	423	451	451	470	449	433	400	400
配水管改良工事等	481	395	384	384	433	401	288	288	287	308	289	286	324	282
設備更新関係	3	6	4	306	33	2	2	2	2	202	2	2	2	2
年度別合計	786	671	690	988	805	746	713	741	740	980	740	721	726	684
R6～R15(計画期間)の合計														7,596

事業名	R16	R17	R18	R19	R20	期間合計 (R6～R15)
基幹管路更新事業（耐震）	400	400	300	300	300	5,859
配水管改良事業等	282	282	363	363	363	4,839
設備更新関係	302	2	2	2	2	561
年度別合計	984	684	665	665	665	11,259
R16～R20(計画期間外)の合計						3,663

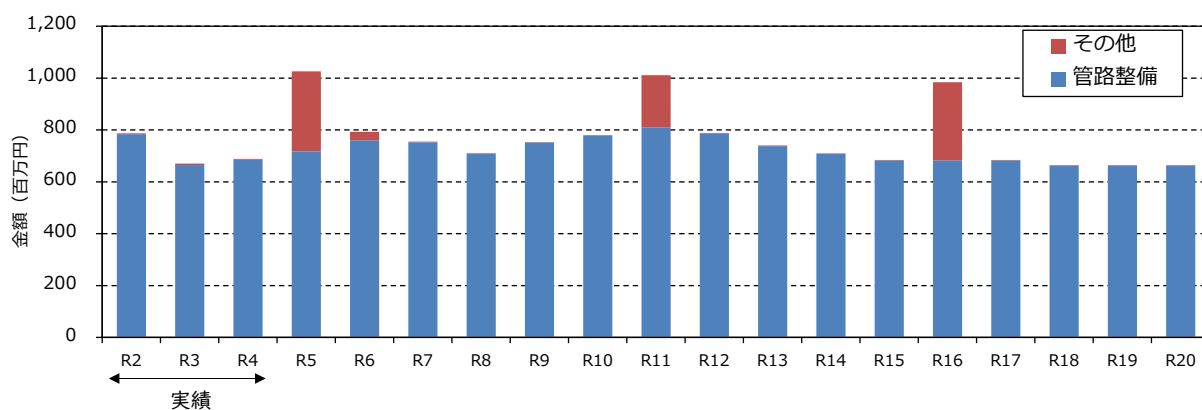


図-3.1 投資試算

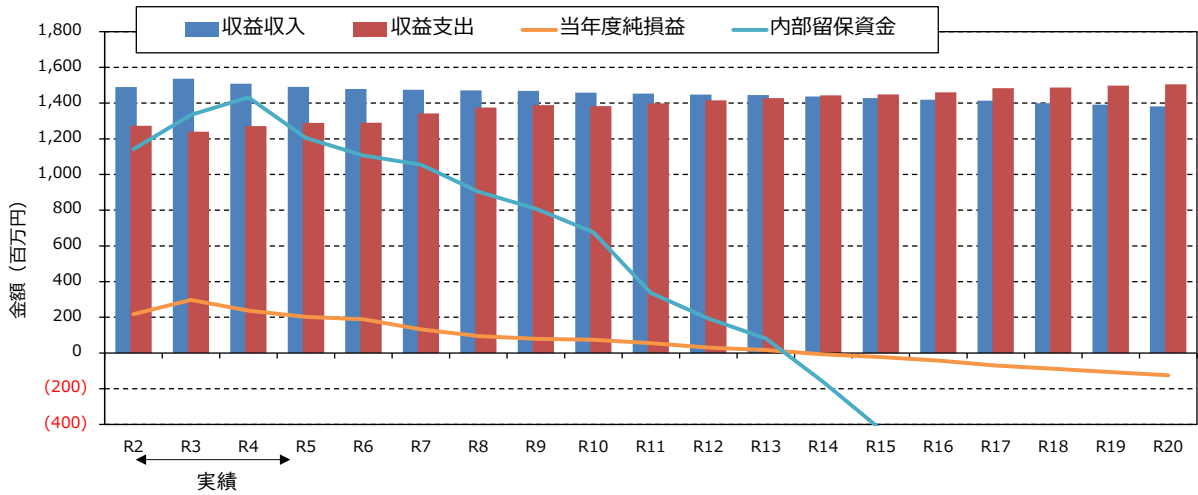


図-3.2 投資試算の財政収支見通し

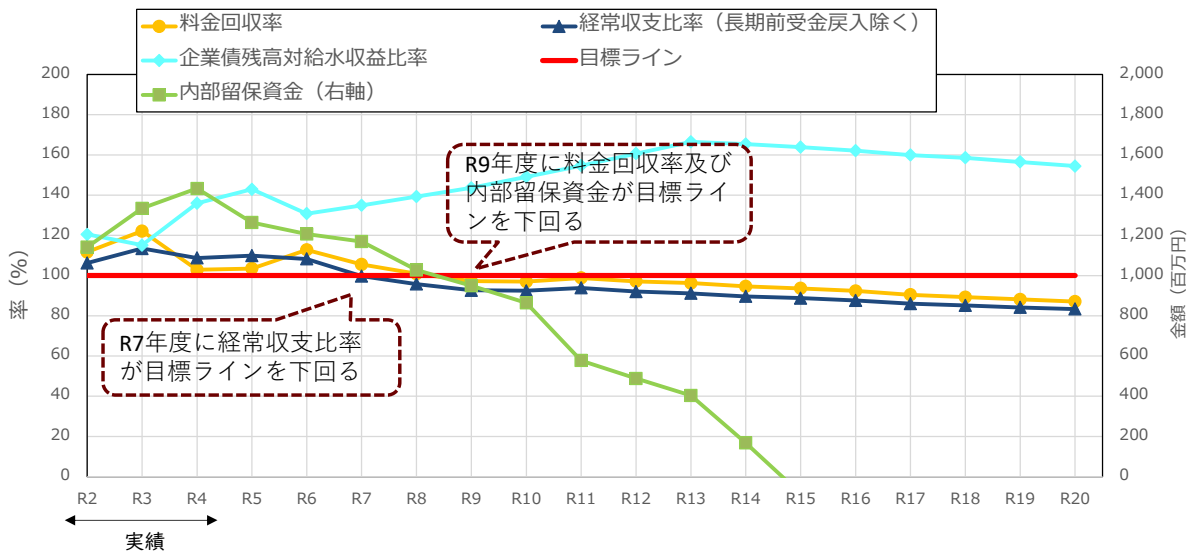


図-3.3 投資試算の経営戦略で掲げる財源目標の見通し

この結果から、投資目標と財源目標の両方を達成することが不可能であることが示されたため、健全な事業経営の継続に向けて財源試算により財源確保の方策を検討する必要があります。

第4章 水道事業の財源試算

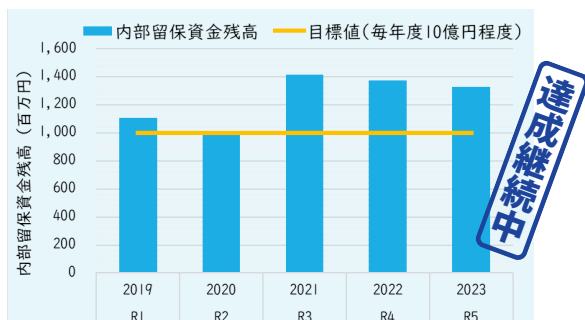
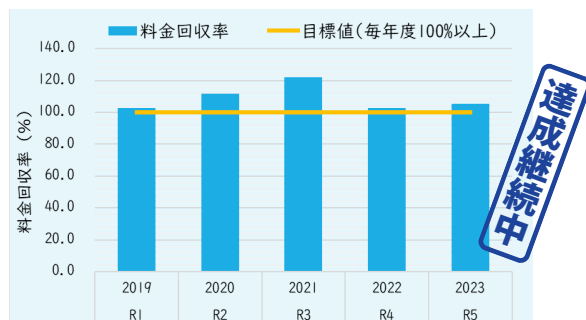
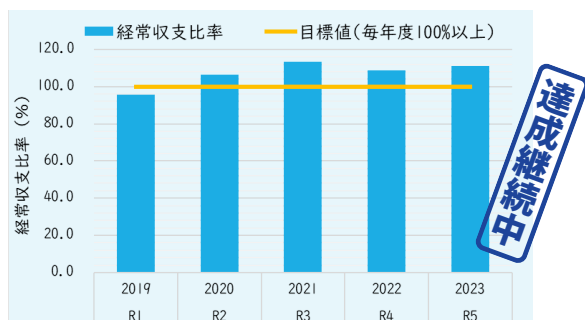
1. 財源目標

持続可能な水道事業を維持するため、計画期間内の目標指標を次のとおり設定します。

- **経常収支比率**
安定経営の指標として、毎年度の現金収入を伴わない収入である長期前受金戻入を除いた経常収支比率 100%以上を目標とします。
- **料金回収率**
安定経営の指標として、毎年度の料金回収率 100%以上を目標とします。
- **内部留保資金残高の確保**
恒常的に発生する支出に加え、災害時の備えとして、毎年度の内部留保資金残高 10 億円程度を確保することを目標とします。
- **企業債残高対給水収益比率**
次世代に過度な負担を残さないため企業債への依存度を抑制することとし、全国の事業体平均数値（16 頁 経営比較分析表④企業債残高対給水収益比率 図-2.11）を参考に、令和 10 年度の企業債残高対給水収益比率 300%未満を目標とします。

【目標達成状況の中間評価】

- ✓ いずれの指標も目標を達成しており、今後も投資目標達成に向けて必要な事業を行いつつ、財源目標の達成継続を目指します。



2. 財源試算の前提条件

財政収支の見通しにおける財源試算の前提条件は、試算条件の設定一覧（表-4.1）のとおりとします。

表-4.1 試算条件の設定一覧

主要項目	設定方法
収益的収入	
給水収益	<ul style="list-style-type: none"> ■ 想定供給単価及び需要予測による年度別年間有収水量より算出
長期前受金戻入額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既往分は、予測減価償却計算により算出 ■ 新規分は、予測する負担金等に基づいた償却計算により算出
収益的支出	
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和5年度の職員数及び直近5年決算平均値より設定した人件費単価で算出し固定 (職員数、人件費単価は一律設定)
受水費	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現契約に基づいた水量単価及び年度別取水計画の受水量により算出 (R6、R8年度の県水料金値上げ反映)
修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設備及び管路の延命化に伴い今後増加すると想定し、決算平均値の3%増加額を設定し固定
動力費、薬品費	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和5年度決算見込み値より設定した単価及び需要予測に基づく年度別配水量から算出（単価は一律設定）
減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既往分は、予測減価償却計算により算出 ■ 新規分は、投資計画に基づいた償却計算により算出
支払利息	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既往分は、償還予定表の値を設定 ■ 新規分は、財源試算による企業債発行予定額に基づいた償還計算により算出 (年利率1.7%、30年償還で設定)
資本的収入	
企業債	<ul style="list-style-type: none"> ■ 財源試算による企業債発行予定額を設定
負担金、分担金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和5年度決算見込み値に基づき金額を設定し固定
資本的支出	
建設改良費	<ul style="list-style-type: none"> ■ 投資試算により設定 ■ 調査・委託費は決算平均値に、個別計画分を考慮し設定
企業債償還金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既往分は、予定償還表の値を設定 ■ 新規分は、支払利息と同様に算出

※その他の項目は、令和5年度決算見込み値又は直近5年の平均値により設定

3. 財源試算

投資試算の財政収支見通しで示す、収益的収支の赤字と内部留保資金の不足を解消するとともに、経営戦略で掲げる財源目標を達成するための方策を財源試算の検討ケース一覧（表-4.2）のとおり3つのケースで検討しました。

表-4.2 財源試算の検討ケース一覧

検討ケース	概要	特徴
ケース①	料金改定をメインに財源確保	現世代の負担大
ケース②	企業債借入をメインに財源確保	次世代の負担大
ケース③	料金改定と企業債借入のバランスを考慮して財源確保	世代間負担の公平性

1) ケース①による財源試算

水道料金改定をメインに財源確保を行う場合、令和7年度に14%の料金値上げ、その後も令和12年度に7%、令和17年度に4%の料金値上げが必要となりますが、企業債未償還残高は現状よりも減少します。

直近の令和7年度における料金改定率が高く、現世代に大きな負担がかかります。

表-4.3 財源試算結果（ケース①）

評価項目	実績値（R4年度決算値）	将来（R6～R20）
平均料金改定率	—	R7：14%UP(114.0%) R12：7%UP(122.0%) R17：4%UP(126.9%)
企業債未償還残高	約16億	R10：約15億(94.3%) R15：約13億(81.2%) R20：約10億(63.8%)

※(〇%)は、実績値（R4年度決算値）と各年度の値を比較した割合

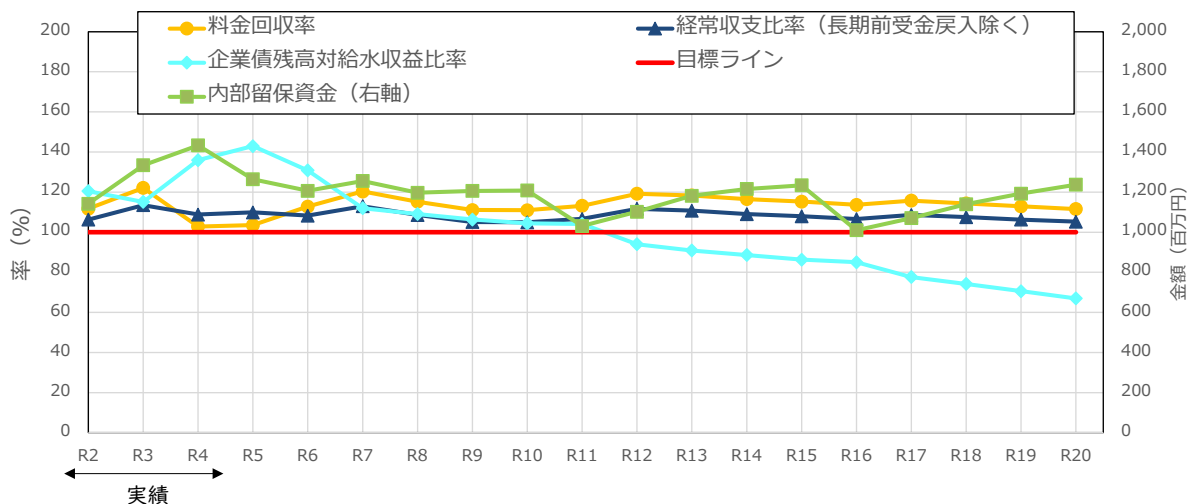


図-4.1 経営戦略で掲げる財源目標の見通し（ケース①）

2) ケース②による財源試算

企業債借入をメインに財源確保を行う場合、令和7年度に8%の料金値上げ、その後も令和12年度に8%、令和17年度に6%の料金値上げが必要となります。ケース①よりも料金改定率は抑えることができますが、企業債未償還残高は現状よりも増加します。

企業債未償還残高は将来的に増加し続けることから、次世代に大きな負担が残されることとなります。

表-4.4 財源試算結果 (ケース②)

評価項目	実績値 (R4 年度決算値)	将来 (R6~R20)
平均料金改定率	—	R7 : 8%UP(108.0%) R12 : 8%UP(116.6%) R17 : 6%UP(123.6%)
企業債未償還残高	約 16 億	R10 : 約 18 億(112.2%) R15 : 約 20 億(123.4%) R20 : 約 21 億(129.3%)

※(〇%)は、実績値 (R4 年度決算値) と各年度の値を比較した割合

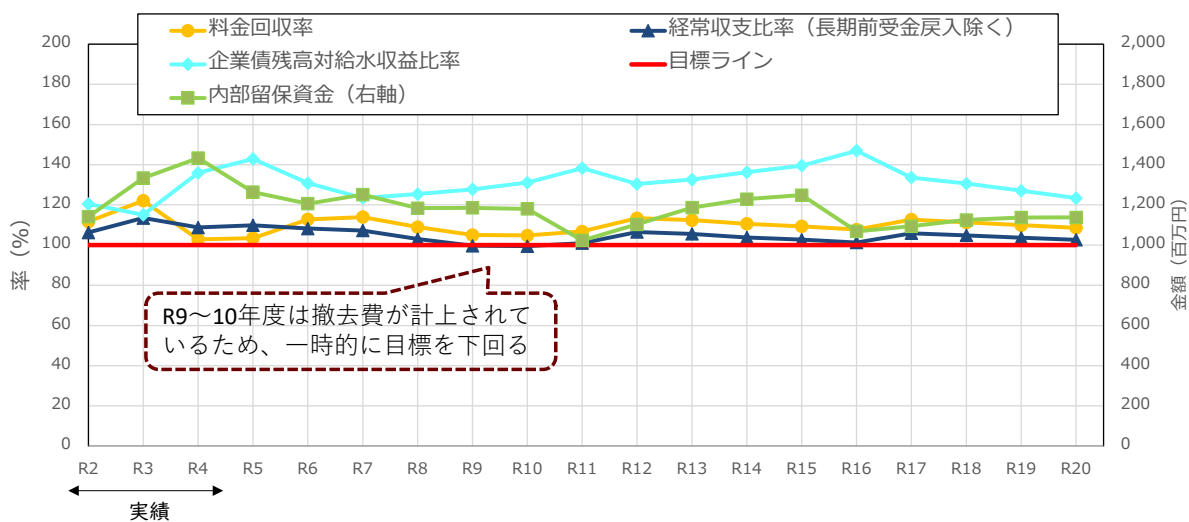


図-4.2 経営戦略で掲げる財源目標の見通し (ケース②)

3) ケース③による財源試算

料金改定と企業債借入のバランスを考慮して財源確保を行う場合、令和7年度に10%の料金値上げ、その後も令和12年度、令和17年度に7%の料金値上げが必要となります。企業債未償還残高は現状程度で推移します。

表-4.5 財源試算結果 (ケース③)

評価項目	実績値 (R4 年度決算値)	将来 (R6~R20)
平均料金改定率	—	R7 : 10%UP(110.0%) R12 : 7%UP(117.7%) R17 : 7%UP(125.9%)
企業債未償還残高	約 16 億	R10 : 約 17 億(106.7%) R15 : 約 18 億(111.4%) R20 : 約 15 億(96.1%)

※(〇%)は、実績値 (R4 年度決算値) と各年度の値を比較した割合

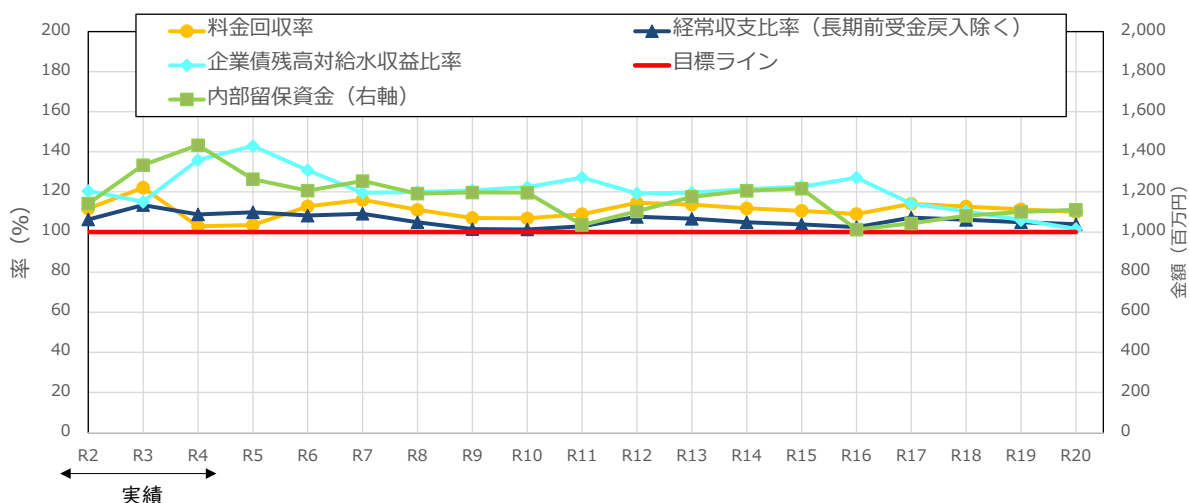


図-4.3 経営戦略で掲げる財源目標の見通し (ケース③)

これらの結果から、ケース①による財源試算では現世代への急激な負担増となるのに対し、ケース②による財源試算では次世代への莫大な負債が残り、将来において多額の企業債を返済しなければならないため、ケース③の財源試算を基に、水道料金の改定及び企業債の発行による財源確保を行うこととします。

第5章 経営健全化の取り組み

1. 水道事業の効率化

水需要の減少に伴う給水収益の減少及び県水からの受水費の増加により、収益的収支の悪化が見込まれる中で、より一層の効率的な経営を実現するため、これまでの取り組みに加えて「上下水道事業経営審議会」からの提言をもとに次の事項に取り組みます。

1) 広域化や広域連携に関する取り組みの強化

平成 25 年度より愛知県水道広域化研究会議の構成事業者として、水道広域化に向けた様々な検討を進めています。

平成 30 年 12 月に成立した水道法の改正を受け、令和 5 年 3 月に愛知県水道広域化推進プランが策定され、県内の水道事業者等の広域的な連携の推進が求められている中で、他の水道事業と江南市水道事業の状況を正確に把握し、水道事業に精通した技術・財務などの専門性を有する人材の確保・育成を図るとともに、施設の共同化・共同管理、維持管理業務の共同化について、地域に応じた事務の効率化も実現することができるように検討を続けます。

2) 公民連携による取り組みの強化

平成 14 年度の宿日直業務委託以降、民間企業の有する専門的なノウハウを積極的に活用し、経営の効率化に努めています。

平成 30 年 12 月に成立した水道法の改正では、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定することが可能になりましたが、運営権を設定する場合には、公営企業の事業執行体制の確立や技術の継承など人的資源確保の視点から新たな形での取り組みが必要となります。

江南市水道事業では、委託業務の内容とその効果について再度確認し、水道利用者の利益に繋がる場合は、更なる公民連携を進める検討を行います。

3) 新技術の活用

新技術の導入については、メリットとデメリットを比較検討しながらトータルコストを常に意識し、慎重に採用することとします。

具体的には、自動検針によるコスト縮減、漏水情報の収集など間接的なコスト縮減にも寄与することが期待されているスマートメーター、及び利便性の向上が見込まれる新たな決済方法などの導入について、DXの推進を含め、研究・検討を行います。

4) 情報の提供

水道事業は、地方公営企業法に従い原則として独立採算により運営される事業であるとともに、利用者にとってなくてはならない重要なライフラインであることから、水道事業が健全に継続するために必要となる財源を水道料金の改定により確保する場合には、その目的、影響、今後の見通しなどについての説明を十分に行うとともに、料金体系の抜本的な見直しをする際には、使用状況によって平均改定率を上回る負担となる場合もあるため、適切な広報活動を行うこととします。

また、決算状況や事業の進捗状況など、他事業体との比較ができる情報を発信し、利用者の理解が高まるように努めます。

2. 水道料金の改定について

水道事業の経営は「地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない（地方公営企業法第17条の2第2項）」とする独立採算制の原則により運営しており、水道料金については、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない（地方公営企業法第21条第2項）」とされています。

投資・財源試算の結果、水道料金の改定が不可欠であることとなったことから、江南市上下水道事業経営審議会からの答申『今後も安全な水の安定供給を実現するためには、基幹管路更新工事による水道管路耐震化を継続的に実施することが重要であり、その財源はコスト縮減などの経営努力の継続を前提として、企業債の借入れ及び水道料金の改定による水道料金収入で確保する必要があると判断した。なお、企業債の借入れは、借入額を増やすことで将来の世代が背負う債務が急激に増えないよう配慮し、世代間の負担の公平性を考慮する点から、給水収益に対する企業債残高の割合で企業債残高の規模を表す指標「企業債残高対給水収益比率」が現状の水準から大きく増加しないように借入れすることが望ましい。また、水道料金は、近年の物価高騰の影響による地域経済や市民生活への影響を踏まえ、市民等への急激な負担の増加とならないように配慮した改定率とすることが望ましい。』を受けて、急激な料金高騰を招かないよう企業債の発行とともに水道料金体系の見直しを行います。

なお、水道料金は、「新水道ビジョン」における主な課題とされた固定費と変動費の割合に適合した料金体系の採用、逦増料金体系の緩和、中長期的な見通しによる大きな世代間格差を生じない料金体系となるよう幅広い検討を実施するとともに、「地方公営企業法」、「水道料金算定要領」、「水道料金改定業務の手引き」、及び江南市上下水道事業経営審議会からの答申に基づき算定します。

1) 料金改定の時期

現在の料金の算定期間が経過後の令和7年4月1日とします。

2) 料金算定期間

水道法施行規則では、料金算定期間は、概ね将来の3年から5年を基準としており、その期間ごとの適正な時期に見直しを行うこととなっていますが、水道料金は使用者の日常生活に密着しており、できるだけ長期間にわたり安定的に維持されることが望ましいことから、その最長となる5年間で算定します。なお、算定に含むことが困難な急激な物価の変動や、突発的な事故等による事業計画の変更などにより緊急的な対応が必要となる場合には、算定期間中であっても見直しを検討します。

3) 改定率

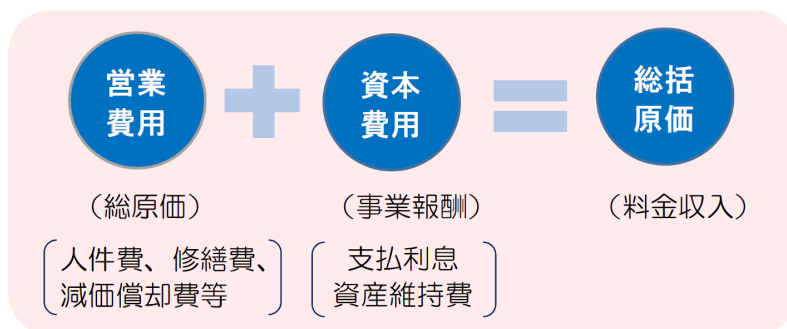
急激な水道料金の変動が使用者に与える影響を考慮し、投資目標及び財源目標を達成するための平均改定率は9.4%（令和4年度決算平均供給単価（基本料金免除前）に対する改定率）となりました。

4) 料金体系

基本料金と従量料金で構成される二部料金制で、口径により基本料金の異なる口径別料金体系で、使用量の増加に伴い1 m³当たりの単価が段階的に高くなる逓増型の従量料金を採用していますが、時代に即した料金体系となるよう最適化を図ります。

【総括原価の考え方】

料金算定期間における営業費用に、資本費用となる支払利息と施設の計画的な改修・更新等に必要となる資産維持費を加えた合計額（料金水準（総括原価）の算定方式 図-5.1）であり、総括原価を性質ごとに需要家費、固定費、変動費に区分した上で、各使用者群や使用水量へ配分することとなります。



「水道料金改定業務の手引き,平成 29 年 3 月,公益社団法人日本水道協会」9 頁より

図-5.1 料金水準（総括原価）の算定方式

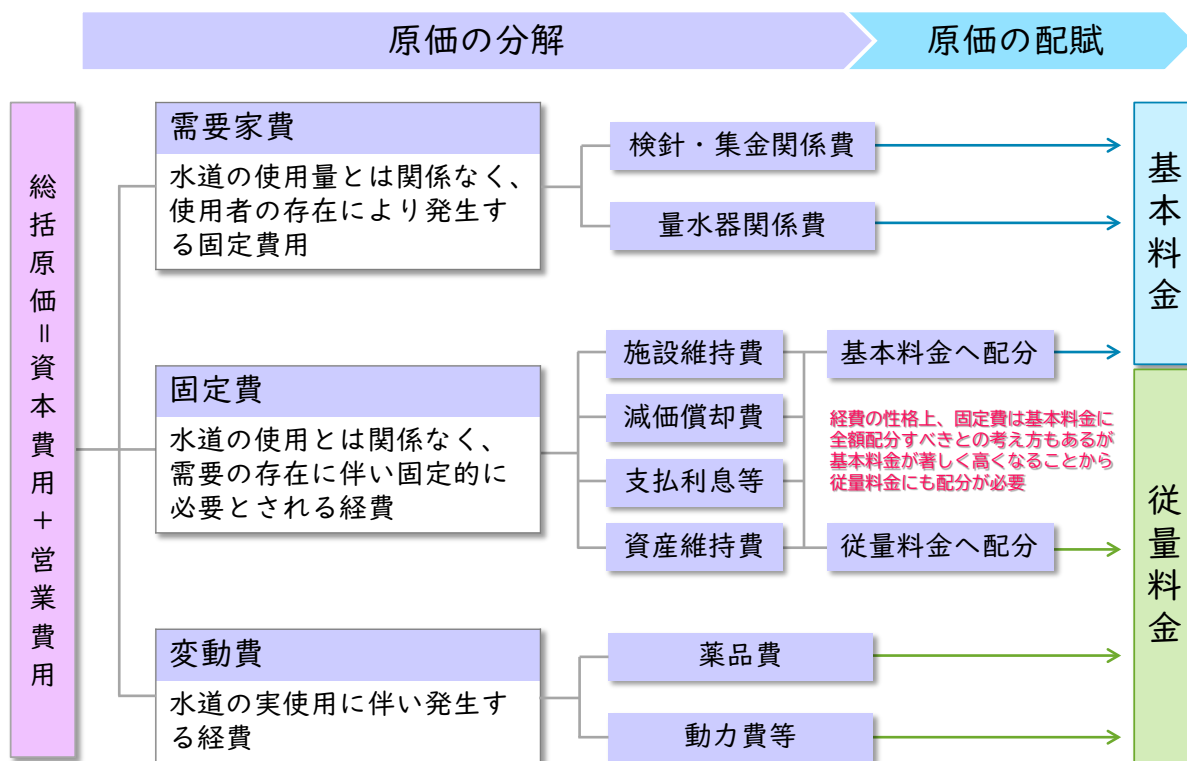


図-5.2 総括原価の分解と料金体系への配賦

【基本料金】

水道事業の費用の大半は固定費であることから、安定的な経営を行うために、使用水量が減少しても給水収益が大きく減少しない（基本料金の占める割合が高い）料金体系とします。

一律 1.2 倍の増額

（基本料金が占める割合：現行 21.0%→改定後 25.2%）

【従量料金】

水の本質的な原価は水量の多寡にかかわらず一定と考えるため、逓増度を緩和します。

一律 8.8 円の増額

（従量料金の逓増度：現行 3.00 倍→改定後 2.79 倍）

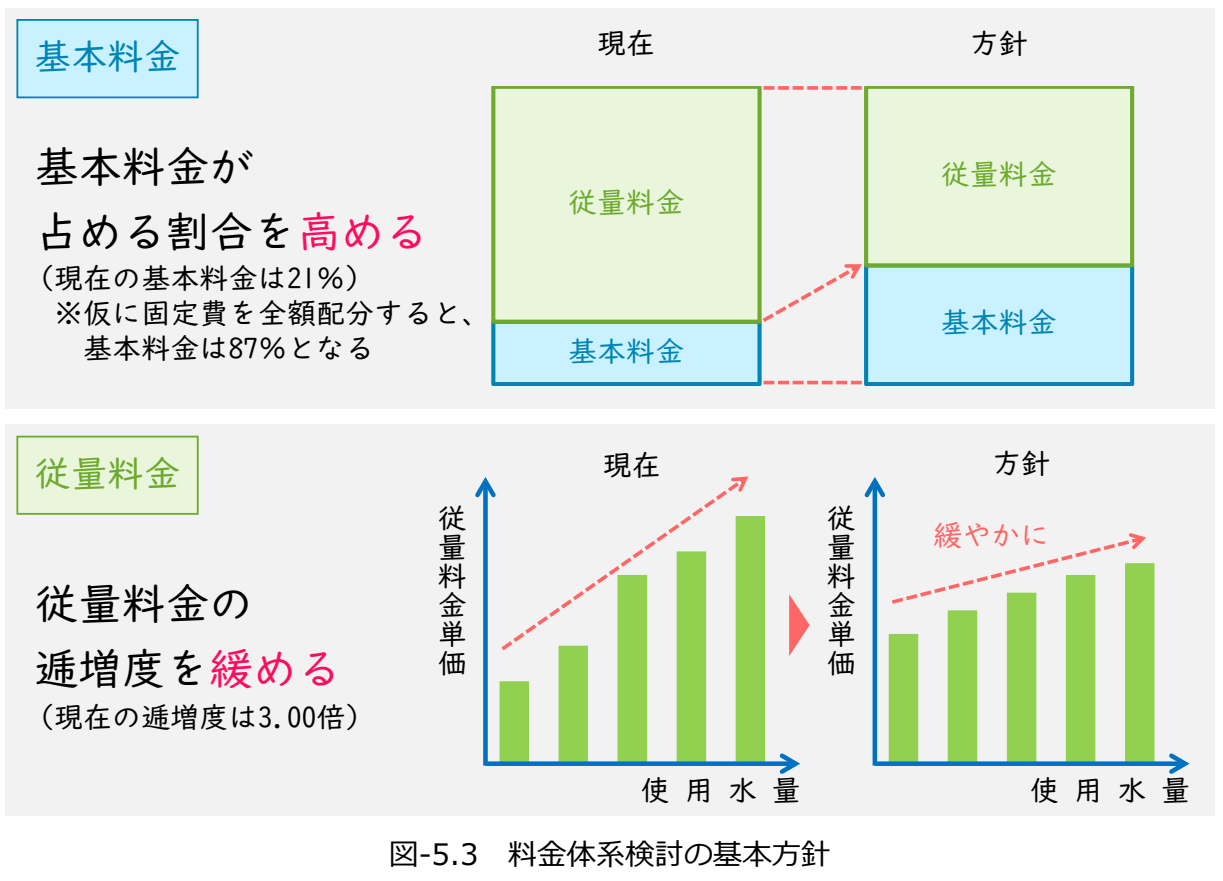


図-5.3 料金体系検討の基本方針

4) 新水道料金

水道料金表（新）（表-5.1）のとおり、改定後の水道料金を示します。

表-5.1 水道料金表（新）【税込】

用途 区分	基本料金（1ヶ月につき）		従量料金（1m ³ 当たり）	
	メーター口径	料金	水量	料金
一般用 官公署用 営業用 湯屋用	13mm	726 円	0m ³ 超～10m ³ 以下	85.8 円
	20mm	924 円	10m ³ 超～20m ³ 以下	118.8 円
	25mm	1,320 円	20m ³ 超～40m ³ 以下	184.8 円
	40mm	2,640 円	40m ³ 超～80m ³ 以下	206.8 円
	50mm	3,960 円	80m ³ 超	239.8 円
	75mm	6,600 円		
	100mm	13,200 円		
150mm	39,600 円			
臨時用	1m ³ につき 324.5 円			

表-5.2 水道料金表（現行）【税込】

用途 区分	基本料金（1ヶ月につき）		従量料金（1m ³ 当たり）	
	メーター口径	料金	水量	料金
一般用 官公署用 営業用 湯屋用	13mm	605 円	0m ³ 超～10m ³ 以下	77 円
	20mm	770 円	10m ³ 超～20m ³ 以下	110 円
	25mm	1,100 円	20m ³ 超～40m ³ 以下	176 円
	40mm	2,200 円	40m ³ 超～80m ³ 以下	198 円
	50mm	3,300 円	80m ³ 超	231 円
	75mm	5,500 円		
	100mm	11,000 円		
150mm	33,000 円			
臨時用	1m ³ につき 297 円			

料金体系検討の基本方針に則った料金体系を採用した結果、水道料金の改定による影響は、改定前後の水道料金比較(表-5.3)のとおり、一部の使用者は平均料金改定率(9.4%)以上の値上げとなりますが、値上げ分に対する負担のバランスを図っていることから、各使用者の値上げ幅を最大でも20%以下に抑えることができ、利用者への影響を考慮した激変緩和案となっています。

表-5.3 改定前後の水道料金比較【税込】

		使用水量(m3/月)											
		0	5	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000	
口径	13mm	現行料金	605	990	1,375	2,475	4,235	5,995	7,975	18,535	41,635	110,935	226,435
		新料金	726	1,155	1,584	2,772	4,650	6,528	8,596	19,596	43,576	115,516	235,416
		差額	121	165	209	297	415	533	621	1,061	1,941	4,581	8,981
		改定率	20.0	16.7	15.2	12.0	9.8	8.9	7.8	5.7	4.7	4.1	4.0
	20mm	現行料金	770	1,155	1,540	2,640	4,400	6,160	8,140	18,700	41,800	111,100	226,600
		新料金	924	1,353	1,782	2,970	4,848	6,726	8,794	19,794	43,774	115,714	235,614
		差額	154	198	242	330	448	566	654	1,094	1,974	4,614	9,014
		改定率	20.0	17.1	15.7	12.5	10.2	9.2	8.0	5.9	4.7	4.2	4.0
	25mm	現行料金	1,100	1,485	1,870	2,970	4,730	6,490	8,470	19,030	42,130	111,430	226,930
		新料金	1,320	1,749	2,178	3,366	5,244	7,122	9,190	20,190	44,170	116,110	236,010
		差額	220	264	308	396	514	632	720	1,160	2,040	4,680	9,080
		改定率	20.0	17.8	16.5	13.3	10.9	9.7	8.5	6.1	4.8	4.2	4.0
40mm	現行料金	2,200	2,585	2,970	4,070	5,830	7,590	9,570	20,130	43,230	112,530	228,030	
	新料金	2,640	3,069	3,498	4,686	6,564	8,442	10,510	21,510	45,490	117,430	237,330	
	差額	440	484	528	616	734	852	940	1,380	2,260	4,900	9,300	
	改定率	20.0	18.7	17.8	15.1	12.6	11.2	9.8	6.9	5.2	4.4	4.1	
50mm	現行料金	3,300	3,685	4,070	5,170	6,930	8,690	10,670	21,230	44,330	113,630	229,130	
	新料金	3,960	4,389	4,818	6,006	7,884	9,762	11,830	22,830	46,810	118,750	238,650	
	差額	660	704	748	836	954	1,072	1,160	1,600	2,480	5,120	9,520	
	改定率	20.0	19.1	18.4	16.2	13.8	12.3	10.9	7.5	5.6	4.5	4.2	
75mm	現行料金	5,500	5,885	6,270	7,370	9,130	10,890	12,870	23,430	46,530	115,830	231,330	
	新料金	6,600	7,029	7,458	8,646	10,524	12,402	14,470	25,470	49,450	121,390	241,290	
	差額	1,100	1,144	1,188	1,276	1,394	1,512	1,600	2,040	2,920	5,560	9,960	
	改定率	20.0	19.4	18.9	17.3	15.3	13.9	12.4	8.7	6.3	4.8	4.3	
100mm	現行料金	11,000	11,385	11,770	12,870	14,630	16,390	18,370	28,930	52,030	121,330	236,830	
	新料金	13,200	13,629	14,058	15,246	17,124	19,002	21,070	32,070	56,050	127,990	247,890	
	差額	2,200	2,244	2,288	2,376	2,494	2,612	2,700	3,140	4,020	6,660	11,060	
	改定率	20.0	19.7	19.4	18.5	17.0	15.9	14.7	10.9	7.7	5.5	4.7	
150mm (参考)	現行料金	33,000	33,385	33,770	34,870	36,630	38,390	40,370	50,930	74,030	143,330	258,830	
	新料金	39,600	40,029	40,458	41,646	43,524	45,402	47,470	58,470	82,450	154,390	274,290	
	差額	6,600	6,644	6,688	6,776	6,894	7,012	7,100	7,540	8,420	11,060	15,460	
	改定率	20.0	19.9	19.8	19.4	18.8	18.3	17.6	14.8	11.4	7.7	6.0	

※網掛け部は、これまでの実績から使用者が皆無もしくは少数となる範囲

第6章 投資・財政計画

1. 投資・財政計画の策定

施設については、維持管理の強化により延命化が可能なポンプ設備や自家発電設備の更新時期の見直しを行うことにより可能な限り投資の平準化を実施するとともに、安全な水の安定供給を維持するため、中央監視装置、受変電設備の更新を行い、管路については、耐震化率や老朽化率を改善するため、基幹管路更新工事及び配水管改良工事を実施する一方で、必要となる財源については、急激な料金高騰を招かないよう企業債の活用を合わせて実施するものとして平均改定率 9.4%の水道料金改定を計画します。

2. 財政収支の見通し

令和7年度に平均改定率 9.4%の料金改定を行った場合、財政収支の見通し（図-6.1）のとおり、計画期間における純利益が確保され、内部留保資金残高 10 億円以上を維持しています。企業債は、企業債残高の見通し（図-6.2）のとおり、増加傾向となっているものの、急激な増加を抑制しています。さらに、本市経営戦略により設定した財源目標は、経営戦略で掲げる財源目標の見通し（図-6.3）のとおり、長期前受金戻入を除いた経常収支比率、料金回収率、内部留保資金残高の確保、企業債残高対給水収益比率を全て達成する見込みとなっています。

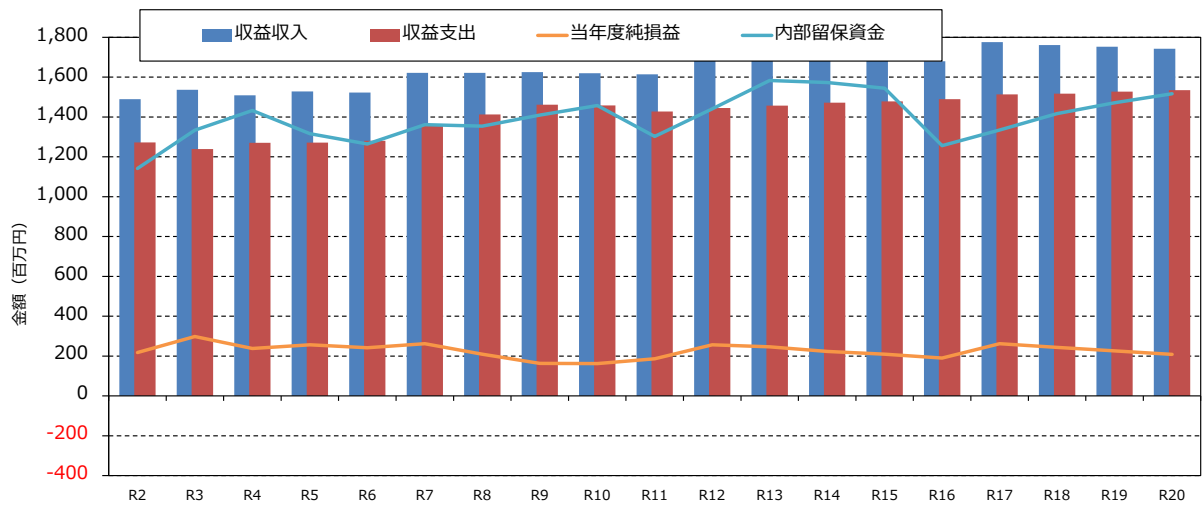


図-6.1 財政収支の見通し

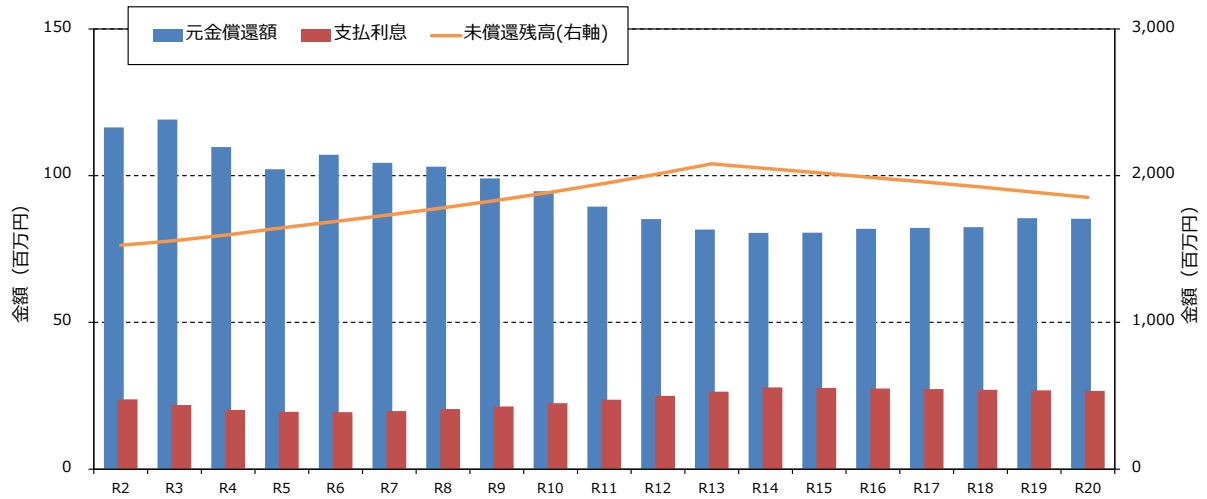


図-6.2 企業債残高の見通し

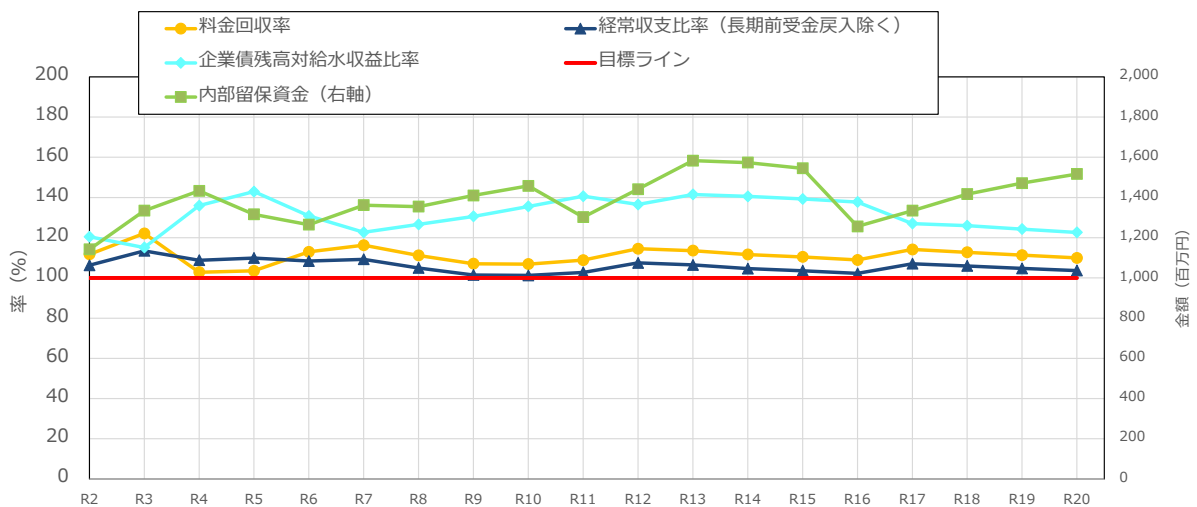


図-6.3 経営戦略で掲げる財源目標の見通し

表-6.1 投資・財政計画(収益的収支)

【単位：千円】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	
損 入	1. 営業収益 (A)	1,312,141	1,400,756	1,228,804	1,238,041	1,380,744	1,478,188	1,475,101	1,475,649	1,468,721	1,459,792	1,545,806	1,543,387	1,532,588	1,524,415	1,516,240	1,612,825	1,600,236	1,592,245	1,583,927	
	(1) 料金収入	1,266,799	1,352,573	1,174,809	1,151,063	1,290,292	1,413,197	1,406,182	1,402,581	1,391,839	1,384,929	1,474,061	1,470,292	1,458,658	1,450,312	1,442,694	1,539,541	1,526,644	1,518,554	1,510,283	
	(2) 受託工事収益 (B)	877	893	2,380	33,612	28,887	13,330	15,820	18,806	22,091	19,787	17,967	18,894	19,509	19,650	19,161	19,036	19,250	19,321	19,284	
	(3) その他	44,465	47,290	51,615	53,366	61,565	51,661	53,099	54,262	54,791	55,076	53,778	54,201	54,421	54,453	54,385	54,248	54,342	54,370	54,360	
	2. 営業外収益	177,430	136,219	280,004	290,361	141,983	143,356	146,952	149,735	151,539	154,454	156,663	159,974	163,017	163,482	163,727	162,752	160,708	160,995	159,119	
	(1) 補助金	36,368	800	144,917	152,094	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628
	他会計繰入金	36,368	800	144,917	152,094	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628	628
	その他																				
	(2) 長期前受金戻入	137,663	130,829	126,419	131,443	135,235	136,560	139,746	142,235	144,399	147,376	149,519	152,760	155,802	156,324	156,565	155,573	153,522	153,815	151,946	
	(3) その他	3,399	4,590	8,668	6,824	6,120	6,168	6,578	6,872	6,512	6,450	6,516	6,586	6,587	6,530	6,534	6,551	6,558	6,552	6,545	
収入計 (C)	1,489,571	1,536,975	1,508,808	1,528,402	1,522,727	1,621,544	1,622,053	1,625,384	1,620,260	1,614,246	1,702,469	1,703,361	1,695,605	1,687,897	1,679,967	1,775,577	1,760,944	1,753,240	1,743,046		
的 支 出	1. 営業費用	1,247,327	1,216,312	1,248,965	1,250,523	1,259,982	1,338,252	1,384,312	1,398,075	1,393,335	1,402,639	1,419,201	1,429,178	1,442,793	1,449,656	1,461,157	1,484,615	1,488,691	1,499,337	1,506,904	
	(1) 職員給与と 基本給・手当 退職給与と その他	78,414	82,655	88,943	87,921	89,135	88,684	88,882	89,196	89,052	88,981	88,960	89,015	89,037	89,010	89,003	89,002	89,015	89,015	89,010	
	(2) 経費	646,618	631,792	681,701	696,510	706,653	788,280	821,347	820,757	822,775	819,459	821,124	823,290	824,075	825,140	825,995	828,193	829,009	830,634	832,164	
	動力費	45,729	50,532	74,984	59,014	53,108	46,027	36,556	36,671	36,556	36,556	36,556	36,671	36,556	36,556	36,556	36,671	36,556	36,556	36,556	
	修繕費	70,370	59,109	71,953	67,021	66,099	68,082	69,692	71,783	73,936	76,154	78,439	80,792	83,215	85,711	88,283	90,932	93,660	96,470	99,364	
	材料費																				
	その他	530,519	522,151	534,764	570,475	587,446	674,171	715,099	712,303	712,283	706,749	706,129	705,827	704,304	702,873	701,156	700,590	698,793	697,608	696,244	
	(3) 減価償却費	522,295	501,865	478,321	466,092	464,194	461,288	474,083	488,122	481,508	494,199	509,117	516,873	529,681	535,506	546,159	567,420	570,667	579,688	585,730	
	2. 営業外費用	24,830	22,808	21,653	20,624	20,473	20,908	21,624	22,544	23,560	24,777	26,120	27,552	29,017	28,809	28,601	28,391	28,199	28,012	27,799	
	(1) 支払利息	23,788	21,839	20,173	19,548	19,379	19,776	20,474	21,358	22,432	23,639	24,973	26,402	27,867	27,666	27,455	27,244	27,052	26,865	26,653	
(2) その他	1,042	969	1,480	1,076	1,094	1,132	1,150	1,186	1,128	1,138	1,147	1,150	1,150	1,143	1,146	1,147	1,147	1,147	1,146		
支出計 (D)	1,272,157	1,239,120	1,270,618	1,271,147	1,280,455	1,359,160	1,405,936	1,420,619	1,416,895	1,427,416	1,445,321	1,456,730	1,471,810	1,478,465	1,489,758	1,513,006	1,516,890	1,527,349	1,534,703		
経常損益 (C)-(D) (E)	217,414	297,855	238,190	257,255	242,272	262,384	216,117	204,765	203,365	186,830	257,148	246,631	223,795	209,432	190,209	262,572	244,054	225,891	208,343		
特別利益 (F)	6	10	9		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
特別損失 (G)	64	110	188	382	154	177	199	220	226	195	203	209	211	209	205	207	208	208	207		
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 58	△ 100	△ 179	△ 382	△ 148	△ 171	△ 193	△ 214	△ 220	△ 189	△ 197	△ 203	△ 205	△ 203	△ 199	△ 201	△ 202	△ 202	△ 201		
当年度純利益(又は純損益) (E)+(H)	217,356	297,755	238,011	256,873	242,124	262,213	215,924	204,551	203,145	186,641	256,951	246,428	223,590	209,229	190,010	262,371	243,852	225,689	208,142		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	134,546	170,472	170,064	170,494	170,383	170,036	170,458	170,523	170,019	170,284	170,716	170,384	170,172	170,077	170,522	170,320	170,649	170,523	170,719		
流 動	資産 (J)	1,346,790	1,693,782	1,663,502	1,685,105	1,678,848	1,787,797	1,788,358	1,792,030	1,786,381	1,779,750	1,877,019	1,878,002	1,869,451	1,860,953	1,852,210	1,957,622	1,941,489	1,932,995	1,921,756	
	うち未収金	340,090	277,553	347,448	351,960	350,653	373,409	373,526	374,293	373,113	371,728	392,044	392,249	390,463	388,688	386,862	408,879	405,509	403,735	401,388	
	負債 (K)	325,099	470,866	249,894	249,998	251,829	267,308	276,507	279,395	278,663	280,732	284,253	286,497	289,463	290,772	292,993	297,565	298,329	300,386	301,832	
	うち建設改良費分 うち一時借入金 うち未払金	119,140	109,772	102,176	107,099	104,396	103,051	99,049	94,695	89,435	85,216	81,625	80,533	80,601	81,854	82,220	82,473	85,490	85,306		
累積欠損金比率 (I) (A)-(B) × 100)																					
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資金不足額 (L)																					
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	1,311,264	1,399,863	1,226,424	1,204,429	1,351,857	1,464,858	1,459,281	1,456,843	1,446,630	1,440,005	1,527,839	1,524,493	1,513,079	1,504,765	1,497,079	1,593,789	1,580,986	1,572,924	1,564,643		
地方財政法による 資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)																					
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (N)																					
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (O)																					
健全化法施行令第17条により算定した 業の規範 (P)																					
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((N)/(P) × 100)																					
長期前受金戻入を除く経常収支比率 (目標100%以上)	106.3%	113.5%	108.8%	109.9%	108.4%	109.3%	105.4%	104.4%	104.2%	102.8%	107.4%	106.4%	104.6%	103.6%	102.3%	107.1%	106.0%	104.7%	103.7%		

表-6.2 投資・財政計画（資本的収支）

年 度		【単位：千円】																			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	
資本的収入	1. 企業債	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
	うち資本費平準化債																				
	2. 他会計出資金																				
	3. 他会計補助金	448	360	276	336	336	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	
	4. 他会計負担金																				
	5. 他会計借入金																				
	6. 国（都道府県）補助金	15,000	62,500	66,250	63,750	62,500	57,500	67,500	72,500	70,000	75,000	75,000	63,750								
	7. 固定資産売却却代金		28																		
	8. 工事負担金	83,663	44,111	33,825	38,207	45,023	40,276	31,936	31,729	31,418	44,710	32,144	30,486	55,195	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	
	9. その他	64,438	79,398	88,363	91,696	91,696	91,696	91,696	91,696	91,696	91,696	91,696	91,696	91,696	91,696	91,696	91,696	91,696	91,696	75,000	75,000
計 (A)	313,549	336,397	338,714	343,989	349,555	339,872	341,532	346,325	343,514	361,806	349,240	336,332	197,291	170,096	170,096	170,096	170,096	153,400	153,400		
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																					
純計 (A)-(B) (C)	313,549	336,397	338,714	343,989	349,555	339,872	341,532	346,325	343,514	361,806	349,240	336,332	197,291	170,096	170,096	170,096	170,096	153,400	153,400		
資本的支出	1. 建設改良費	786,664	670,399	688,587	987,677	805,038	746,486	713,255	740,937	740,458	979,908	739,575	721,025	726,038	684,200	984,200	684,200	665,000	665,000	665,000	
	うち職員給与費																				
	2. 企業債償還金	116,460	119,140	109,773	102,176	107,099	104,396	103,051	99,049	94,695	89,435	85,216	81,625	80,533	80,601	81,854	82,220	82,473	85,490	85,306	
	3. 他会計長期借入金返還金																				
	4. 他会計への繰出金																				
5. その他	51,459	72,224	80,974	35,085	115,131	29,594	130,693	50,794	50,866	51,237	51,377	50,952	51,012	73,540	51,081	51,117	51,097	51,050	51,066		
計 (D)	954,583	861,763	879,334	1,124,938	1,027,268	880,476	946,999	890,780	886,019	1,120,580	876,168	853,602	857,583	838,341	1,117,135	817,537	798,570	801,540	801,372		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	641,034	525,366	540,620	780,949	677,713	540,604	605,467	544,455	542,505	758,774	526,928	517,270	660,292	668,245	947,039	647,441	628,474	648,140	647,972		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	572,327	476,945	490,866	577,575	510,275	364,829	450,865	368,772	423,610	667,774	459,634	429,489	500,506	522,790	800,311	542,986	545,764	489,912	506,744	
	2. 利益剰余金処分量				131,000	112,000	125,000	107,000	126,000	69,000	21,000	18,000	39,000	107,000	94,000	68,000	53,000	33,000	107,000	90,000	
	3. 繰越工事資金																				
	4. その他	68,707	48,421	49,754	72,374	55,438	50,775	47,602	49,683	49,895	70,000	49,294	48,781	52,786	51,455	78,728	51,455	49,710	51,228	51,228	
計 (F)	641,034	525,366	540,620	780,949	677,713	540,604	605,467	544,455	542,505	758,774	526,928	517,270	660,292	668,245	947,039	647,441	628,474	648,140	647,972		
補填財源不足額 (E)-(F)																					
他会計借入金残高 (G)																					
企業債残高 (H)	1,526,157	1,557,017	1,597,244	1,645,068	1,687,969	1,733,573	1,780,522	1,831,473	1,886,778	1,947,343	2,012,127	2,080,502	2,049,969	2,019,368	1,987,514	1,955,294	1,922,821	1,887,331	1,852,025		
内部留保資金(目標10億円以上)	1,141,922	1,334,147	1,433,069	1,316,016	1,264,824	1,361,936	1,354,331	1,409,997	1,457,640	1,302,331	1,441,245	1,583,297	1,573,260	1,544,881	1,256,174	1,334,405	1,416,638	1,471,288	1,516,470		

年 度		【単位：千円】																		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度
投資額(合計)	収益的収支分	50,020	15,453	158,635	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404
	うち基準内繰入金	14,404	15,453	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404	14,404
	うち基準外繰入金	35,616		144,231																
資本的収支分		1,334	1,440	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334
	うち基準内繰入金	1,334	1,440	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334
	うち基準外繰入金																			
合計	51,354	16,893	159,969	15,738	15,738	15,738	15,738	15,738	15,738	15,738	15,738	15,738	15,738	15,738	15,738	15,738	15,738	15,738	15,738	15,738

第7章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本市経営戦略は、今後15年間の投資・財源試算を予測し直した上で、令和元年度から10年度の投資・財政計画を更新しました。

経営戦略のPDCAサイクルによるマネジメント（図-7.1）のとおり、毎年度、投資・財政計画の進捗管理を実施します。また、投資目標と財源目標（表-7.1）を基に5年毎に達成状況の評価を行い、実績と計画に乖離が生じた場合や、広域化や広域連携等の経営健全化に対する取り組みが具体化された場合など、必要に応じて中間見直し又は全面改定を実施します。

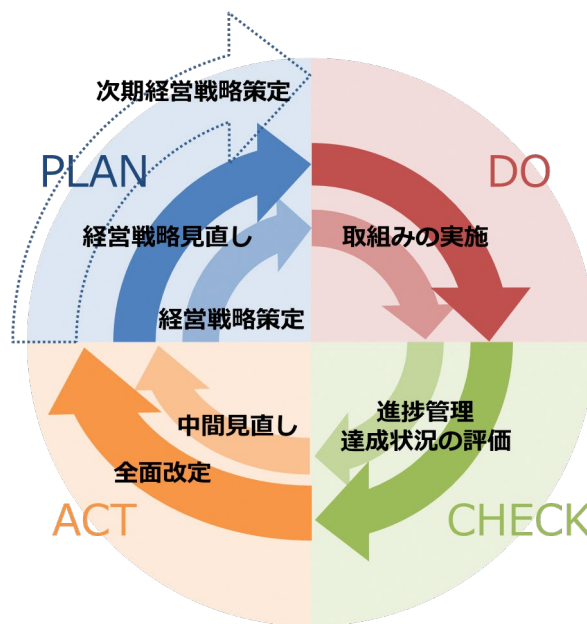


図-7.1 経営戦略のPDCAサイクルによるマネジメント

表-7.1 投資目標と財源目標

区分	平成29年度 実績	令和5年度 目標	令和5年度 実績	令和10年度 目標
浄水施設の耐震化	20.7%	28%	100%	100%
基幹管路の耐震化率	1.4%	15%	15.6%	26%
管路の更新率	1.84%	1%以上	1.10%	1%以上
経常収支比率 (長期前受金戻入除く)	97.3%	100%以上	111.1%	100%以上
料金回収率	105.5%	100%以上	105.5%	100%以上
内部留保資金残高の確保	約13.5億円	10億円程度	約13.3億円	約10億円程度
企業債残高対給水収益比率	122.0%	134%	142.3%	300%未満

【巻末資料】

1. 江南市上下水道事業経営審議会	48
江南市上下水道事業経営審議会条例	48
江南市水道料金のあり方について（諮問）	50
江南市水道料金のあり方について（答申）	51
2. 用語集	62

○江南市上下水道事業経営審議会条例

令和4年3月28日

条例第2号

(設置)

第1条 江南市水道事業及び下水道事業の適正かつ効率的な経営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、江南市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、意見を述べることができる。

- (1) 江南市水道事業及び下水道事業の経営及び計画全般に関すること。
- (2) 水道料金及び下水道使用料に関すること。
- (3) 市長からの諮問に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募に応じた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

- 2 最初に開かれる審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(江南市水道事業経営審議会条例等の廃止)

- 3 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 江南市水道事業経営審議会条例（平成29年条例第16号）
 - (2) 江南市下水道事業経営審議会条例（令和2年条例第26号）

5 江水第 1 9 3 号
令和 5 年 1 1 月 1 日

江南市上下水道事業経営審議会
会長 横山 孝司 様

江南市長 澤田 和延

江南市水道料金のあり方について（諮問）

このことについて、江南市上下水道事業経営審議会条例第 2 条の規定に基づき、令和 7 年度以降の江南市水道料金について、貴審議会の意見を求めます。

令和6年5月20日

江南市長 澤田 和延 様

江南市上下水道事業経営審議会

会長 横山 幸司

江南市水道料金のあり方について（答申）

令和5年11月1日付けで諮問のあった江南市水道料金のあり方について、別添のとおり答申する。

江南市水道料金のあり方について

答申書

令和6年5月20日

江南市水道事業経営審議会

【目次】

【目次】

はじめに	1
答申	2
水道料金のあり方	4
(1) 料金改定の時期	
(2) 料金算定の期間	
(3) 料金改定率	
(4) 料金体系	
おわりに	6
江南市上下水道事業経営審議会委員名簿	7
江南市上下水道事業経営審議会開催概要	8

はじめに

江南市水道事業は、昭和 50 年に事業を開始し、安全で安心な水道水の安定供給を図るため、水道管路や水道施設の整備・維持管理に注力をしてきた。

耐用年数を経過した老朽管の計画的な更新による耐震化に加え、災害発生時の断水被害を最小限にするため、平成 29 年度から基幹管路（口径 200 ミリメートル以上の配水管及び水源から配水場までの導水管）の更新工事を開始しており、今後も継続的かつ重点的に実施する必要がある。

基幹管路更新工事などによる水道管路の耐震化を継続的に実施するには、財源を確保する必要があることは言うまでもないが、人口の減少や節水機器の普及等による水需要の減少傾向はしばらく続くことが予想されるため、水道料金改定以外での水道料金収入の増加は期待できない。一方、近年の物価の高騰による建設改良費等の増加や、地盤沈下抑制のため地下水の汲み上げを減らし、愛知県営水道の購入へ切替えることによる受水費の増加、また愛知県営水道の値上げなどにより、江南市水道事業の経営はますます厳しくなるものと考えられる。

このような状況の下で、令和 5 年 11 月 1 日に江南市長から「江南市水道料金のあり方について」の諮問を受けた本審議会では、今後の水需要や施設更新費用を基に作成された今後の財政収支の見通しなど、様々な資料を基に慎重な審議を重ね、ここに結論を得たため次のとおり答申する。

答申

江南市水道料金のあり方について審議した結果、今後も安全な水の安定供給を実現するためには、基幹管路更新工事による水道管路耐震化を継続的に実施することが重要であり、その財源はコスト縮減などの経営努力の継続を前提として、企業債の借入れ及び水道料金の改定による水道料金収入で確保する必要があると判断した。

なお、企業債の借入れは、借入額を増やすことで将来の世代が背負う債務が急激に増えないよう配慮し、世代間の負担の公平性を考慮する点から、給水収益に対する企業債残高の割合で企業債残高の規模を表す指標「企業債残高対給水収益比率」が現状の水準から大きく増加しないように借入れすることが望ましい。

また、水道料金は、近年の物価高騰の影響による地域経済や市民生活への影響を踏まえ、市民等への急激な負担の増加とならないように配慮した改定率とすることが望ましい。

以上により、将来にわたり安定的な事業経営が可能となる料金体系を検討した結果、平均改定率が10%程度で、最大でも改定率が20%以下となる料金体系として、次のとおり改定すべきとの結論に至った。

【現行・水道料金】

(税込)

用途 区分	基本料金（1ヶ月につき）		従量料金（1m ³ 当たり）	
	メーター口径	料金	水量	料金
一般用 官公署用 営業用 湯屋用	13mm	605円	0m ³ 超～10m ³ 以下	77円
	20mm	770円	10m ³ 超～20m ³ 以下	110円
	25mm	1,100円	20m ³ 超～40m ³ 以下	176円
	40mm	2,200円	40m ³ 超～80m ³ 以下	198円
	50mm	3,300円	80m ³ 超	231円
	75mm	5,500円		
	100mm	11,000円		
150mm	33,000円			
臨時用	1m ³ につき 297円			

【改定後・水道料金】

(税込)

用途 区分	基本料金（1ヶ月につき）		従量料金（1m ³ 当たり）	
	メーター口径	料金	水量	料金
一般用 官公署用 営業用 湯屋用	13mm	726円	0m ³ 超～10m ³ 以下	86円
	20mm	924円	10m ³ 超～20m ³ 以下	119円
	25mm	1,320円	20m ³ 超～40m ³ 以下	185円
	40mm	2,640円	40m ³ 超～80m ³ 以下	207円
	50mm	3,960円	80m ³ 超	240円
	75mm	6,600円		
	100mm	13,200円		
150mm	39,600円			
臨時用	1m ³ につき 326.7円			

水道料金のあり方

本審議会では、令和元年度に策定した江南市水道事業経営戦略にて財源目標に設定した「経常収支比率」、「料金回収率」、「内部留保資金残高の確保」、「企業債残高対給水収益比率」の4つの指標についての目標が達成できることを前提に、将来にわたり江南市水道事業の安定的な経営が可能となる料金体系を構築するとともに、市民等への急激な負担の増加とならないように配慮するよう慎重に審議した結果、次のとおりと判断した。

(1) 料金改定の時期

料金の改定が必要であることが明らかである以上、出来るだけ早期に実施することが望ましいが、使用者への周知期間を設ける必要もあることから、令和7年4月以降が適当である。

(2) 料金改定の期間

水道料金は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定的となることが望ましいと考えるため、「水道料金算定要領」で示す算定期間である3年から5年を参考に、その最長期間で算定することとした江南市水道事業経営戦略の方針を継続し5年間とする。ただし、想定を上回る物価の変動や突発的な事故等による事業計画の変更などにより緊急的な対応が必要となる場合には、算定期間内であっても見直しをすることは、やむを得ないとする。

(3) 料金改定率

近年の物価高騰の影響による地域経済や市民生活への影響を踏まえ、市民等への急激な負担の増加とならないように配慮し、平均改定率を10%程度とし、また個別の利用者についても、最大でも改定率20%程度を超えないようにすることが適当である。

(4) 料金体系

① 二部料金制

水道料金は、固定的にかかる経費として負担する基本料金と、水の使用量に応じて必要となる経費を負担する従量料金から構成される二部料金制を採用している。経営の安定性の確保には、二部料金制が有効であると考え、引き続き採用することが適当である。

② 基本料金

水道料金として回収すべき費用の大部分は、水量の増減に係わらず発生する固定費、需要家費であるため、水道料金収入のうち基本料金の収入割合が多いほど安定的な経営が可能となるため、基本料金の収入割合を増加させることが適当である。

③ 従量料金

逓増型の料金体系を採用しているが、水の本質的な原価は、使用した水量の多寡にかかわらず一定であると考えられ、均一の料金とすべきであるが、急激な負担の変動を招くことから、徐々に逓増度を緩和していくことが適当である。

おわりに

本審議会において審議を重ねた結果を、答申として取りまとめた。

江南市水道事業が安全な水道水の安定供給をし続けるためには、基幹管路更新工事による水道管路の耐震化を中心とした水道施設の適切な管理を行うことが必要である。

そのためには、事業の効率化等、経営基盤の強化を一層に推進するとともに、経営に必要な財源を確保することが重要である。

この答申で示した「江南市水道料金のあり方について」の考え方が、江南市水道事業の今後の健全な経営の維持に寄与し、安心して安全な江南市の水道の安定供給を次世代に引き継ぐことができるよう希望する。

江南市上下水道事業経営審議会委員名簿

役職	氏名	選任の区分
会長	横山 幸司	学識経験者 滋賀大学経済学部教授
副会長	尾関 昭	市議会委員
委員	三輪 陽子	市議会委員
	市川 信行	各種団体 江南市商工会議所
	近藤 正信	各種団体 中部電力パワーグリッド株式会社
	沢田 光功	各種団体 愛知北農業協同組合
	古田 みちよ	各種団体 市民団体「江南市ふじの実会」
	奥村 真也	学識経験者 税理士
	深尾 俊一	公募市民
	松井 俊樹	公募市民

江南市上下水道事業経営審議会 開催概要

回	開催日	会議名	内容
1	令和5年 11月1日	令和5年度第2回 江南市上下水道事業経営審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 議題 水道事業の課題と中長期的な見通し (江南市水道事業の現状、事業運営と施設整備の課題、料金改定の必要性)
2	令和6年 1月29日	令和5年度第3回 江南市上下水道事業経営審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題 水道料金の見直しについて (水需要の見通し、財政収支の見通し)
3	令和6年 4月22日	令和6年度第1回 江南市上下水道事業経営審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題 水道料金の見直しについて (現行の料金体系、水道料金算定の概要、水道料金体系の算定プロセス、水道料金の考え方、江南市における料金体系検討の基本方針、水道料金(案)の検討)
4	令和6年 5月20日	令和6年度第2回 江南市上下水道事業経営審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題 答申(案) ・ 答申

【用語集】

【あ行】

ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術のことで、通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

NPM理論 (New Public Management 理論)

民間企業における経営理念や経営手法、成功事例などを積極的に公共部門に導入することを通じて、マネジメント能力を高め、行政部門の経済性、効率性、有効性を向上させ、市民が支払う税金に対する満足度の最大化を目指す手法。

遠方監視制御装置

遠隔地に設置された複数の設備機器を、一箇所にて監視制御する装置。

【か行】

簡易水道事業

給水人口 101 人以上 5,000 人以下に給水する計画の水道事業。給水人口 5,001 人以上に給水する計画の水道事業は上水道事業。

基幹管路更新事業

口径 200mm 以上の配水管及び水源から配水場を繋ぐ導水管の更新を行う事業。

老朽度、耐震適合性などの物理的評価に基づく優先順位と、管路の事故によって発生する被害額と管路の更新費用から管路のライフサイクルコストを勘案し、長期的な視点で最適な更新計画に基づき実施。

企業債

地方公営企業が行う建設、改良等に要する資金に充てるために起こす地方債。

給水区域

厚生労働大臣の認可を受け、給水を行うこととした区域。

給水収益

営業収益のうち、水道料金による収益。

給水人口

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口。

経年化率

法定耐用年数を超過した施設、設備、及び管路などの割合を示し、資産の老朽化を示す指標。

減価償却費

土地などを除く固定資産（建物・水道管など）を、法定耐用年数に基づき年度毎に費用化した固定資産の減価額。

広域化

事業統合、経営の一体化、施設の一体化、管理の一体化などにより、事業者が行政区域や給水区域を越えて一体となること。

広域連携

事業者の経営や統合を行わず、施設の共同化、事務の共同化、共同発注などを行うこと。

硬質塩化ビニル管（塩化ビニル管・塩ビ管）

塩化ビニル樹脂を主原料とし、安定剤、顔料を加え、加熱した押出し成形機によって製造した管。

耐食性・耐電食性に優れ、スケールの発生もなく軽量で接合作業が容易である一方で、衝撃や熱に弱く、紫外線により劣化し、凍結すると破損しやすく、有機溶剤等に侵される。

国立社会保障・人口問題研究所

厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって設立され、人口や世帯の動向や、内外の社会保障政策や制度についての研究を行う厚生労働省の研究機関。

経営戦略では、人口推計結果（日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計））を活用。

固定費

営業費用及び資本費用の大部分を占め、給水量の多寡に関係なく水道施設の適正な維持に必要な費用で、維持管理費、減価償却費等、支払利息、資産維持費に配分される固定的な費用。

【さ行】

自己水源

自ら保有する水源のことで、江南市水道事業の自己水源は、全て地下水。

施設能力

計画における 1 日当たりの最大配水量を示す指標。

施設利用率

施設能力に対する1日当たりの平均配水量の割合で、水道施設の効率性を示す指標。

収益的収支

地方公営企業法施行令第9条第2項により損益取引に区分された収入及び支出。

収益的収入には経常的経営活動に伴う給水収益や、現金収入を伴わない長期前受金戻入などの収入があり、収益的支出には受水費、委託料や、現金支出を伴わない減価償却費などの費用がある。

収支ギャップ

収益的収支において支出が収入を超過する場合の金額。

需要家費

検針・集金関係費など需要家の存在により発生する費用。

常用水源

水道水の供給源として常に使用する水源。

資本的収支

地方公営企業法施行令第9条第2項により資本取引に区分された収入及び支出。

資本的収入には、企業債、負担金などの収入があり、資本的支出には、サービス提供の維持のために要する施設の整備、拡充等の建設改良費、企業債の元金償還金などの費用がある。

資本的収入が資本的支出に対して不足する場合は、内部留保資金で補てんする。

水道料金改定業務の手引き

公益社団法人日本水道協会が平成29年3月に発行した、水道料金算定要領等を補完する詳細な解説とともに、料金改定業務に係る一連の内容が把握できる手引書。

水道料金算定要領

公益社団法人日本水道協会が平成27年2月に発行した、水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発展を図ることを料金算定の基本原則とし、料金水準を決定する総括原価の具体的算定基準及び個別原価主義に基づく料金体系の設定基準が定められた要領。

スケールメリット

規模の拡大によって得られる様々な効果の総称で、規模の経済や規模の優位性などの言葉と同様の意味を持つ和製英語。

スマートメーター

電気事業者での導入が先行し、水道事業においても導入による効果が期待されている、使用量をデジタルで計測し遠隔地にデータを送ることができる計量機器。

専用水道

寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道で、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち、地中または地表に施設されている口径 25mm 以上の導管の全長が 1,500m 以下で水槽の有効容量の合計が 100m³ 以下の水道は除き、100 人を超える者にその居住に必要な水を供給する水道、もしくはその水道施設の日最大給水量が飲用その他生活の用に供することを目的とする水量が 20m³ を超える水道。

総括原価

営業費用に資本費用を加算したもので、料金算定期間における料金総収入額と同額となるべき原価。

損益勘定職員

給与の全額、もしくは半分以上が収益的支出により支払われる職員。

【た行】

耐震化率

耐震性能を有した施設や管路の割合を示す指標。

ダウンサイジング

水需要の減少や技術の進歩により、施設の規模や能力を縮小し事業の効率化を図ること。

ダクタイル鋳鉄管（ダクタイル鉄管）

鋳鉄に含まれる黒鉛を球状化させたもので、鋳鉄に比べ、強度や靱性に優れ、施工性が良好であるダクタイル鋳鉄を使用した管。

地方公営企業法

地方公共団体が経営する企業の能率的経営を促進し、経済性を発揮させるとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るため、自治法、地財法、地公法の特別法として、企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱その他企業の経営の根本基準、一部事務組合に関する特例を定める地方公営企業の基本法。

長期前受金戻入

固定資産取得の際に交付された補助金などについて、長期前受金として負債に計上した上で、減価償却見合い分を収益化した額。

導水管

井戸などの水源から浄水場へ送るための管を指し、江南市水道事業の場合は、水源から配水場やポンプ場までの管。

独立採算制

地方公営企業法第 17 条の 2 第 2 項、及び 21 条などにより地方公営企業の目的や責任を実現するために採用されている制度で、サービスの提供に要する経費を、サービスの提供を受けるものの負担により賄う制度。

【な行】

内部留保資金

減価償却費などの現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益によって、企業内に留保される自己資金。

濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱

地盤沈下とこれに伴う著しい被害が生じていることから、地下水の過剰採取の規制、代替水源の確保及び代替水の供給等を行い、地下水の保全を図るとともに、地盤沈下による災害の防止及び被害の復旧等、地域の実情に応じた総合的な対策を推進することを目的として、昭和 60 年 4 月 26 日に地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において定められた要綱。

【は行】

配水管、配水本管、配水支管

配水場やポンプ場などの配水施設から使用者に給水する水道管で、江南市水道事業が布設管理しているものを配水管といい、そのうち口径 200mm 以上の管を配水本管、それ以外の管を配水支管という。

配水管改良事業

老朽管（石綿管、鋼管、硬質塩化ビニル管）及び口径 50mm 未満の小口径管を老朽度、耐震適合性などの物理的評価を勘案して優先順位を決定したうえで更新する事業。

配水池

給水区域内の需要量に応じて適切な配水を行うために、浄水された水道水を貯留する施設。

PDCA サイクル（Plan-Do-Check-Act サイクル）

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善することを目的とし、4 段階を順次行い 1 周したら、最後の Act を次の PDCA サイクルにつなげ、螺旋を描くように 1 周ごとに各段階のレベルを向上させて、継続的に業務の改善を図るマネジメント手法。

深井戸

ケーシング、スクリーン及びケーシング内に釣り下げた揚水管とポンプにより、狭い用地で比較的多量の良質な水を得ることが可能な被圧地下水を取水する井戸。

分担金

新旧水道使用者の負担の公平性を図ることなどを目的として、給水装置の新設、増径等の際し、申込者から一時金として徴収する負担額。

変動費

薬品費、動力費、受水費など給水量の増減によって変動する費用。

法定耐用年数

地方公営企業法施行規則に定められている減価償却費計算の基礎となる年数。経年化率の算定にも使用。

ポリエチレン管

プラスチック管の一種。軽量で耐寒性、耐衝撃性、熱融着による接合が可能であるため耐震性能に優れ、長尺物であり継手数が少なく済むため施工が容易となる一方で、有機溶剤等に侵されやすい。

【ま行】**未収金**

給水サービスなどにより発生した債権のうち現金化していない金銭債権。

【や行】**湯屋用**

一般公衆浴場の用に供するもの。

有収水量

料金徴収の対象となった水量及び水損料等の水量の合計。

有収水量密度

給水区域面積 1 ha 当たりの年間有収水量。

予備水源

渇水、震災、事故、施設の更新などによって能力低下を引き起こした場合に備え保有する水源。

【5行】**臨時用**

工事用水、その他臨時的に使用するもの。

江南市水道事業経営戦略

令和7年3月 中間見直し

【発行】 愛知県江南市水道事業

【編集】 江南市水道部水道課

〒483-8013

愛知県江南市般若町中山 146 番地

電話 (0587) 53-3511 (直通)